資料 3-3

札幌市街路樹基本方針

（改定案）

令和 7 年(2025 年)●月

目　次

第１章　はじめに 1

１.本方針策定の背景 1
２.本方針の目的及び位置付け 2
３.街路樹について 3

第２章　現状と課題 6

１.街路樹の現状 6
２.街路樹の課題 12
３.街路樹に関する取組 14
４.市民アンケートの結果 20
５.業務受託者アンケートの結果 22
６.各取組に対する評価と今後の課題 24

第３章　将来像と取組目標 26

１.将来像 26
２.街路樹基本方針の体系 26
３.取組目標 28

第４章　基本的な取組 29

１.街路樹の健全化 29
２.街路樹の改善 30
３.都心と主要幹線道路の街路樹の魅力向上 33

第５章　計画の推進に向けて 34

１.ロードマップ 34
２.PDCA サイクルの導入 35

資料編 37

１.街路樹市民アンケート 38
２.街路樹の法的位置づけ 49

第１章　はじめに

１.本方針策定の背景

札幌の街路樹は、明治４年、札幌神社（現在の北海道神宮）の裏参道沿いにアカマツが植えられたのが起源と言われ、街の中心部である現在の札幌駅前通（北１条～南４条の間）には明治 18 年にニセアカシア、シダレヤナギ、サクラが植樹された記録が残っています。

その後も街路樹整備が進み、昭和40～50年代の道路整備が盛んに行われた時代には、短期的かつ広域的に緑化を進めるため、生長が早い樹種を多く用い、生活道路などの狭い歩道にも積極的に街路樹を植えてきました。

その後も街路樹の整備を進めた結果、街路樹本数は平成 24 年のピーク時で約 22 万 6 千本となり、当時植えた街路樹が大きく育ち早期にみどり豊かな街並みを形成することができた一方で、盛んに街路樹を植えた時代から年月が経過し、老木の増加や、沿道住民の生活に対する影響等の課題が顕在化しました。

そこで、札幌市は、平成 27 年３月に街路樹の整備や管理に関する方針として「札幌市街路樹基本方針」を策定しました。策定した方針に基づき、約 10 年間課題に取り組んできましたが、街路樹を取り巻く情勢も変化しつつあります。

こうした現状や課題等を踏まえ、「札幌市街路樹基本方針」におけるこれまでの取組を振り返るとともに、昨今の情勢の変化へ対応していくため、「札幌市街路樹基本方針」を改定し、今後 10 年間で取り組んでいく項目のほか街路樹の将来像やロードマップを市民のみなさまにお示しすることとしました。

2.本方針の目的及び位置付け

（1）目的

街路樹基本方針は、市の上位及び関連計画を踏まえつつ、将来に向けて安全かつ美しい道路空間を形成していくため、今までの街路樹の整備や管理のあり方を見直し、今後の街路樹の将来像に向けた取組やロードマップを示すことを目的としています。

（2）計画期間

計画期間は、令和 17 年（2035 年）までの、おおむね 10 年間とします。

（3）位置付け

本方針は「第２次札幌市まちづくり戦略ビジョン」を最上位計画、「第４次札幌市みどりの基本計画」を上位計画とするとともに、都心の街路樹については「都心のみどりづくり方針」と整合・連携を図ります。

また、本方針は道路附属物である街路樹に係る内容であることから、道路関連計画やその他の分野別計画との整合・連携を図ります。

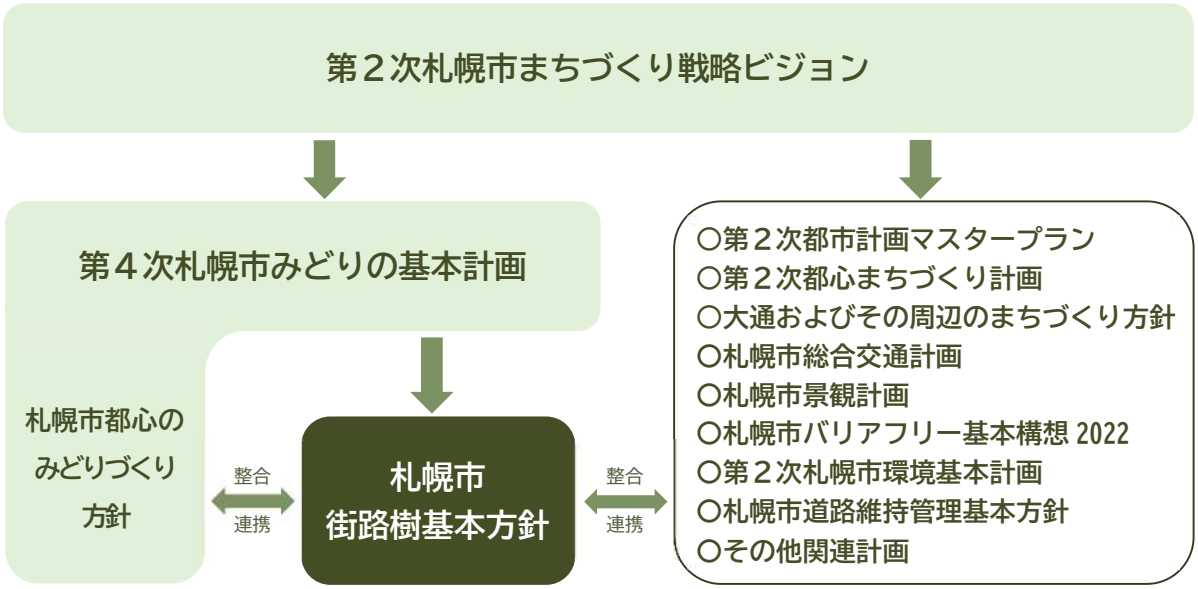

3.街路樹について

（1）街路樹の定義

街路樹とは、歩道や中央分離帯に植えられた樹木のことで、道路法では、道路の構造の保全、安全かつ円滑な道路の交通の確保その他道路の管理上必要な施設として、道路標識などと同じように、道路管理者が設置する道路附属物の１つとして定められています。なお、この方針では、3m 以上に生長する高木の街路樹を対象とします。

（2）街路樹の役割

1）街路樹の機能

街路樹は、道路における緑化を通して、人工物にはない多面的な機能を果たしています。代表的なものを以下に示します。

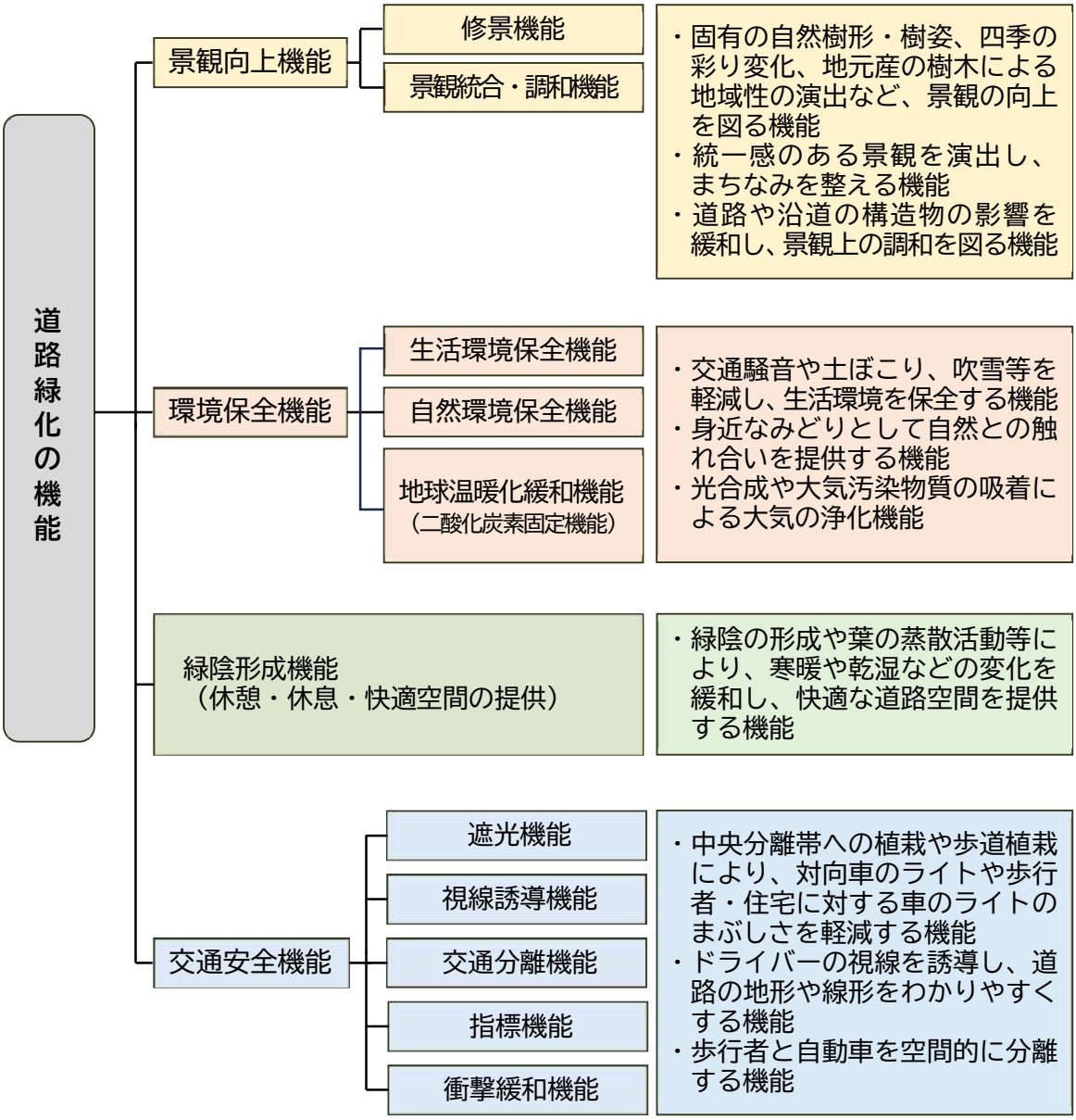

街路樹の機能図
出典：道路緑化技術基準・同解説（社団法人日本道路協会）を参考に作成

２）街路樹の価値

A. 経済的価値

「札幌の顔に相応しく市民の誇りとなる風格と地域の個性を創り出す」

札幌の街路樹は、高木や北国らしい樹種が多く、直線的な並木が多いことから、美しく風格ある街並みや景観を形成する一翼を担っています。風格ある街並みは、市民の誇りを育むものであり、観光や経済の分野における札幌のブランド向上につながるものです。

「快適な回遊性と賑わいを創り出す」

街路樹はオープンスペースと連動して、回遊性や賑わい、多様なアクティビティが生まれます（オープンカフェなど）。四季を彩るボリュームある街路樹は、心地よく何度も訪れ、街歩きを楽しみたくなる空間を創り出します。

B. 社会的価値

「都市生活の快適性と健康性の向上」

街路樹は、緑陰の形成や景観の向上、大気浄化や騒音低減などの機能によって、都市生活に潤いと安らぎを与え、住環境の快適性と健康性の向上に貢献しています。

「安全・安心で円滑な交通空間の形成」

車道に沿って植栽された街路樹は、視線誘導や遮光機能などにより自動車運転者の安全性を高めるとともに、歩車道を分離することで歩行者の安全性が確保されるなど、安全で円滑な交通空間の形成へ寄与しています。

「創造性・文化を生み出す札幌らしい街路樹の情緒」

札幌では四季の移ろいがはっきりしている気候のもとで、特徴ある街路樹が表情豊かに育っています。街路樹は街中に北国らしい風景や情緒を創り出し、札幌で暮らす人や訪れる人の感性を刺激し、独自文化の創造を促進しています。

C. 環境的価値

「低炭素社会、持続可能な循環型社会の形成に向けて」

二酸化炭素を吸収し、酸素を放出することで都市の空気の改善を図ります。また、夏の暑さを和らげ、エネルギー消費を削減する効果も期待できます。

伐採した街路樹を木質バイオマス燃料として利活用することで、カーボンニュートラルの実現や、サステナブルな循環型社会の形成を図ります。

「自然環境の保全」

植樹桝・植樹帯からの雨水浸透や葉からの蒸散により、都市における水循環の健全化を図ります。また、都市景観を美しくし、身近なみどりとして自然との触れ合いを提供することで、心身の健康にも良い影響を与える効果が期待できます。

「持続可能な開発目標の推進」

持続可能な開発目標（SDGs）と街路樹には関係があります。街路樹は、都市環境において多くの利点を提供し、いくつかの SDGs の目標達成に貢献しています。

1. 目標 11: 住み続けられるまちづくりを
   街路樹は都市の景観を美しくし、住民生活の質を向上させます。また、日陰を提供し、都市のヒートアイランド現象を緩和する効果もあります。

2. 目標 13: 気候変動に具体的な対策を
   街路樹は二酸化炭素を吸収し、気候変動の緩和に寄与します。また、雨水の流出を抑制し、都市の洪水リスクを減少させる役割も果たします。

3. 目標 15: 陸の豊かさも守ろう
   街路樹は都市の生態系を支え、生物多様性の保全に貢献します。

第２章　現状と課題

１.街路樹の現状

（１）札幌市の街路樹の特徴

積雪寒冷地である札幌の自然環境に適した樹種選定や、北海道開拓以降計画的に整備された碁盤目状の広幅員道路などにより、札幌市の街路樹には下記のような特徴がみられます。

１）札幌の景観の骨格となる街路樹が存在する

特に都心においては、大きくボリュームのある街路樹があり、景観の骨格となるシンボル的な存在となっています。

西３丁目線

札幌駅前通

２）直線的で美しい並木景観を創り出している

札幌の多くの地域が碁盤の目状に道路が広がっているため、街路樹により道路が周囲の山並みに対して直線的につながることで、美しく特徴的な並木景観を創り出しています。

あいの里循環通

上野幌・平岡通

3）住宅地の街路樹の状況

昭和40～50年代において、狭い歩道にも街路樹の積極的な植栽を進めたことにより、住宅地においても多くの街路樹があり、市民生活に潤いをもたらす一方で、枝が民地に越境する、落葉が発生するなどの課題も生じています。

狭い歩道の街路樹

街路樹の落葉の状況

4）低木が少ない

札幌は積雪地であり、道路除雪などの影響から低木を植栽する事が難しい環境であるため、限られた路線で植栽・管理されており、他の都市に比べ低木が少ない状況です。

（２）街路樹の整備状況

１）街路樹の高木本数

札幌市における街路樹の高木本数は、昭和 43 年度に 1.3 万本でしたが、政令指定都市への移行後、急速な都市基盤整備にあわせて大量に植栽し、平成 24 年度には約 22.6 万本と 17 倍以上に増えました。最も多い樹種はナナカマドですが、次いで高木となるイチョウが続くほか、早生・短命樹種であるニセアカシアやプラタナスも多い状況となっています。

近年では、平成 24 年度をピークに街路樹の高木本数は減少傾向となり、令和５年度末時点では札幌市が管理する約 2,000 路線の道路に約 20.6 万本（早生・短命樹種 約 4.3 万本、一般樹種 約 16.3 万本）の街路樹を植栽しています。

また、他の政令指定都市と街路樹の植栽状況を比較してみても、札幌市の高木本数は 20 都市中で１位であり、街路樹が「量」の面で充実していることがわかります。

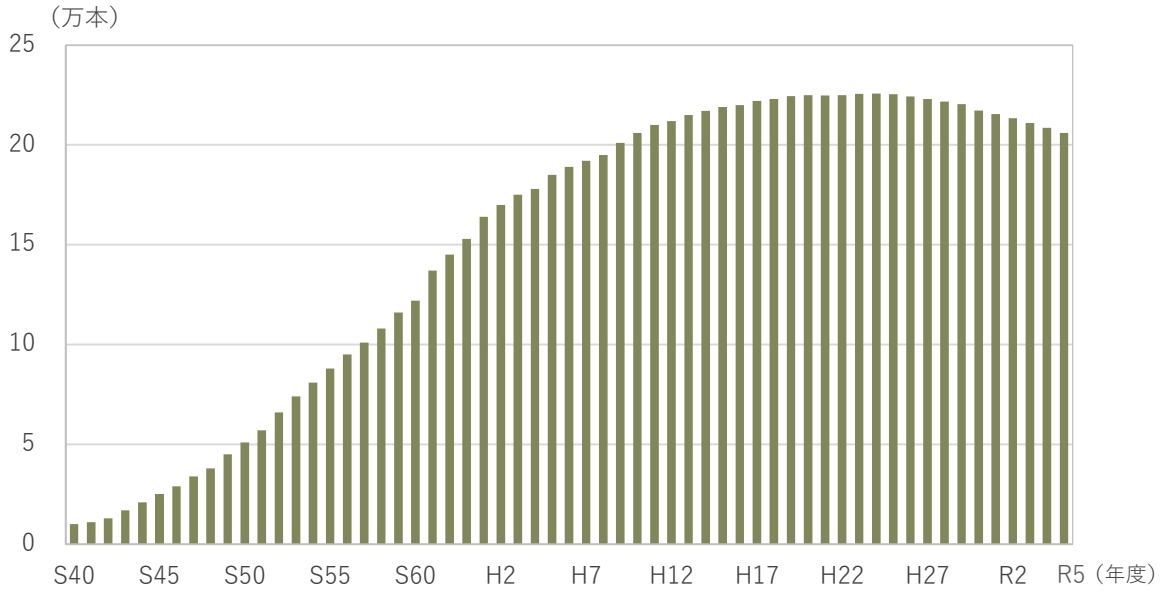

札幌市における街路樹の高木本数の推移　（各年度末時点）

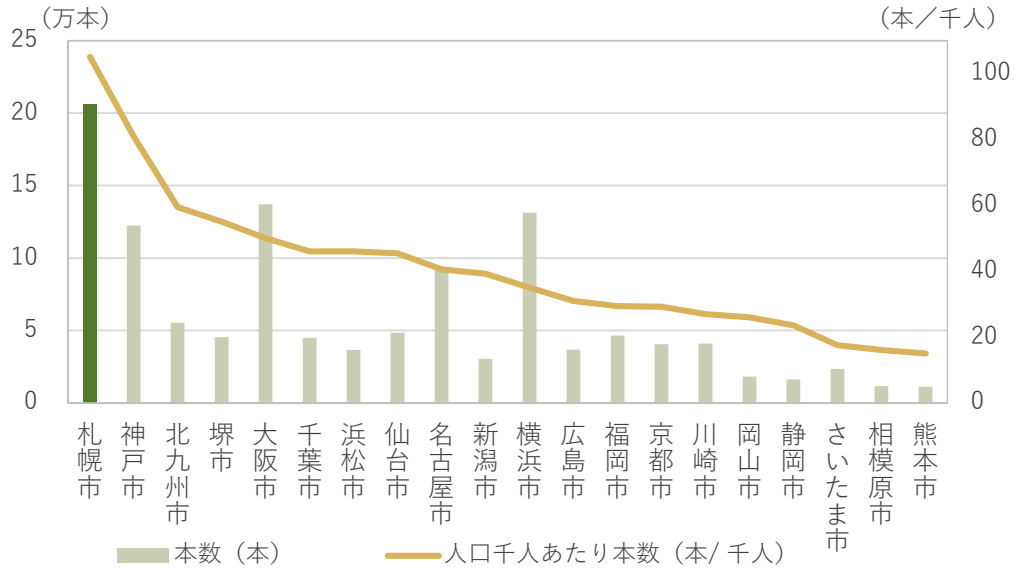

令和５年度　政令指定都市　街路樹（高木）本数

2）樹種構成

街路樹の樹種構成は、ナナカマドが一番多く、次いでイチョウ、カエデ類が続いています。

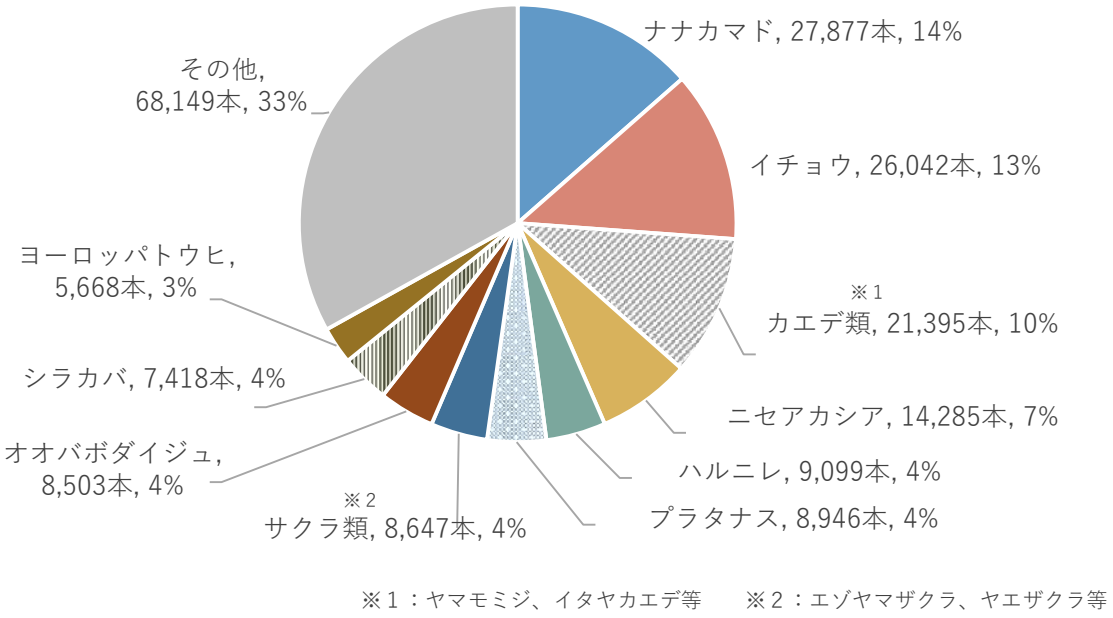

令和５年度　札幌市内にある街路樹の樹種構成（国道除く）

（3）街路樹の維持管理

1）基本的な考え方

国土交通省は、平成 27 年に「道路緑化技術基準」を改正し、道路交通機能の確保を前提にしつつ、緑化に求められる機能を総合的に発揮させることで、「道路空間や地域の価値向上」に資するよう道路緑化に努める方向性を定め、道路空間や地域の特性に見合った樹種の選定や将来を見越した樹木の配置への配慮などを盛り込みました。

これまでの「量の確保」という道路緑化から、道路空間や地域の「質の向上」に資する道路緑化が、これからの街路樹管理の重点項目と言えます。

札幌市でもこの考えに基づき、街路樹の維持管理を進めています。

【これまで】

量の確保

- 早期緑化の推進
- 環境保全への意識の高まり

【これから】

質の向上

- 安全性の確保
- 管理効率の向上（適正な配置と量）
- 街路樹の健全な育成

2）維持管理の概要

①維持管理業務の内容

＜日常的な維持管理＞

街路樹の維持管理業務を造園業者へ委託し、高木剪定、草刈、清掃や巡視のほか、枯れ枝処理などの安全管理、危険木の伐採や倒木処理、植え替え・植栽などを行っています。

＜街路樹診断＞

街路樹の診断業務を樹木医へ委託し、倒木の危険がないかを確認しています。

危険木と診断された木については、上記維持管理業務にて速やかに伐採しています。

②維持管理費の内訳

維持管理内容を費用による割合で見ると、高木剪定に関する費用が最も多く占めており、続いて植樹桝・植樹帯の草刈り、伐採・倒木処理となっています。

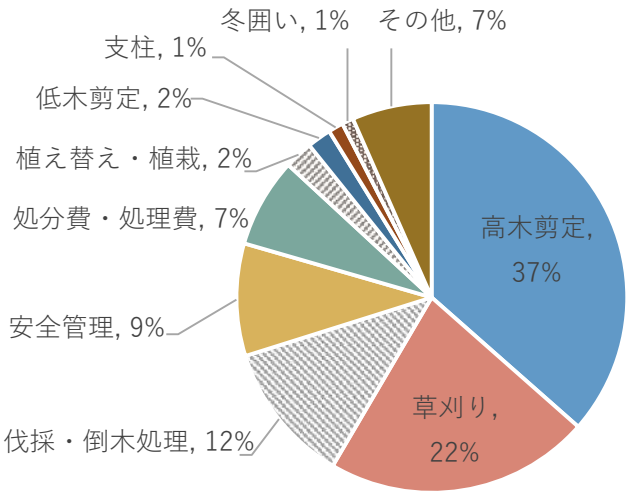

維持管理費用の内訳（R5 年度実績）

【主な維持管理内容と頻度】
（R5 年度実績）

- 剪定頻度：1 回／年～1 回／7 年
- 樹木診断数：約 3,300 本
- 伐採本数：約 2,400 本
- 草刈り：2回／年程度
- 植え替え・植栽本数：約 480 本

③維持管理費の推移

街路樹の維持管理費は横ばい傾向ですが、消費税率や労務単価※の上昇により、実質的な作業量は減少しており、限られた財源の中で効果的な維持管理を行う必要があります。

※労務単価：公共事業に従事する建設労働者の賃金単価

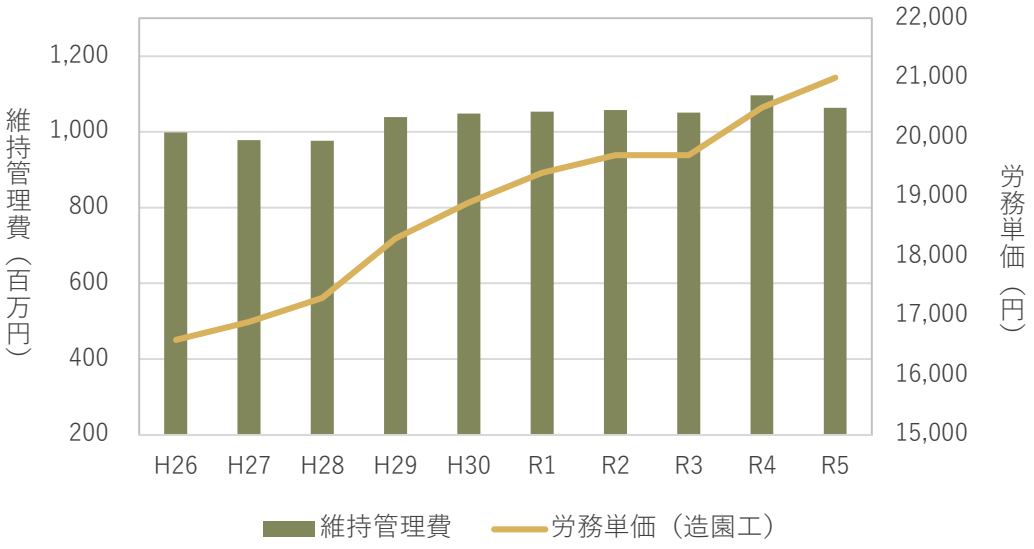

街路樹維持管理にかかわる決算額と労務単価

２.街路樹の課題

（１）老木・不健全木によるリスク

昭和 40～50 年代には、早期に緑化するため生長が早い樹種（早生樹種）や寿命の短い樹種（短命樹種）を採用するケースが多くありました。これらの街路樹が老木となり、不健全な状態が進行していくと、倒木の危険性が高まるといったリスクが懸念されます。

平成 30 年 9 月　台風 21 号による被害状況

（２）配置や樹種による懸念事項

早生樹種を幅の狭い歩道にも積極的に植えてきたことにより、生長の早い街路樹の枝葉や根が民有地へ越境を繰り返す、標識や街路灯を覆い隠す、幹や根が支障となり円滑な通行の妨げとなるといった道路空間への支障となる事例が増えているほか、頻繁に剪定する必要があるため維持管理費用や作業負担が増加するなど、様々な課題が浮き彫りになっています。

また、樹種によって特に顕在化しやすい課題として、病害虫が挙げられます。街路樹は昆虫に対して、すみかや餌資源を提供するなど生物多様性の保全に寄与する面がありますが、スズメバチの誘因のほか、昆虫による葉の食害や分泌物による道路や車両の汚損など、病害虫になってしまう側面もあります。落葉や落枝、花粉も樹種によって顕在化しやすく、こうした支障の少ない樹種を選び植えていくことが必要です。

幹が車道部分へ越境

枝が民有地へ越境

（3）道路景観を損ねる街路樹管理

消費税率や労務単価上昇といった社会情勢の変化により、街路樹の維持管理費は厳しい状況にあります。剪定頻度を減らすため、一度に枝を短く切り詰める剪定を行わざるを得ない場合もあります。

強い剪定がされた街路樹
（出典：都市緑化ハンドブック（街路樹編））

（4）都心のみどり不足

都心における緑被率※は 12.26%であり、市街化区域全体の 21.00%に比べて低い状況です。一方、緑被率に占める街路樹の割合は、都心においては 2.34%であり、市街化区域全体の 1.03%に比べ高く、街路樹は都心における緑被率へ大きく寄与していることが分かります。

また、第４次札幌市みどりの基本計画では、平成 30 年～令和 11 年における公共施設及び民間施設の緑化に対する市民の満足度向上を目指しています。

※緑被率：樹林地（街路樹、樹林樹木）、草地、農地、水面など植物に覆われた面積が占める割合。

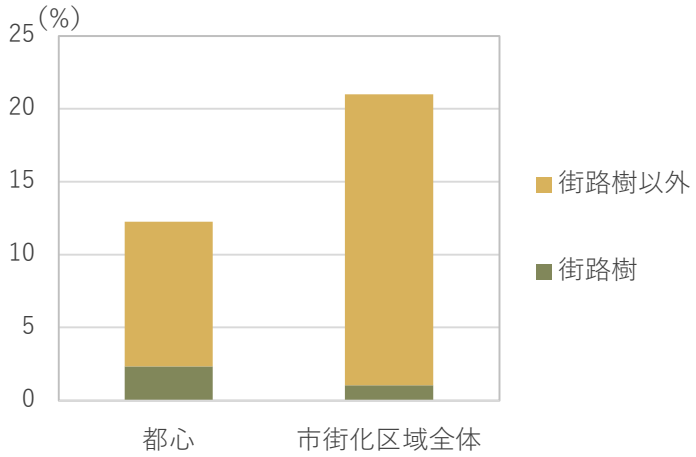

令和４年度　都心と市街化区域の緑被率における街路樹の割合
（出典：札幌市の調査による）

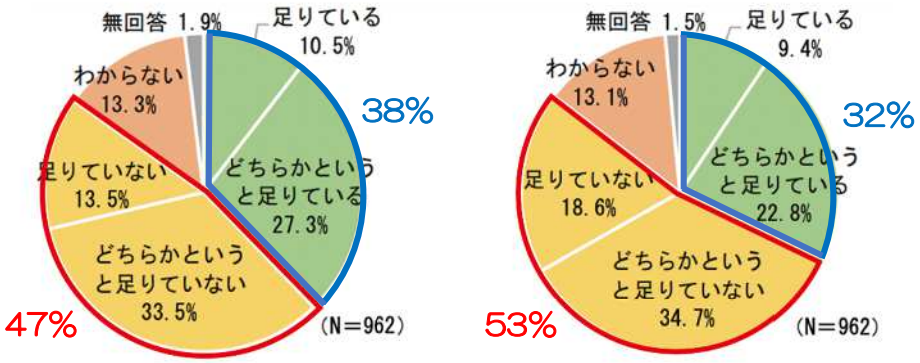

都心の施設の緑化の充実（左：公共施設、右：民間施設）
（出典：平成 30 年度 第４次札幌市みどりの基本計画策定のための市民アンケート調査）

3.街路樹に関する取組

（1）街路樹診断による危険木の撤去

【取組内容】

路線全体で街路樹に樹勢の衰えや生育不良が見られるなど、危険木ではないものの、今後の生育を見据えて専門的な判断が必要な場合に、樹木医による街路樹診断を実施しました。また、危険木と診断された樹木をすみやか撤去しました。

◇対象路線
植栽後年月を経た市管理の全線（街路樹植栽路線）

【取組結果】

街路樹診断の本数は、平成 21 年度を境に多くなっており、年間約 3,000～4,000 本の診断を行っています。危険木と診断された街路樹の割合は平成 26 年をピークとして減少傾向にありますが、街路樹の維持管理における伐採理由としては「危険木」「枯死木等」が多く、これらの合計は半数を占めています。

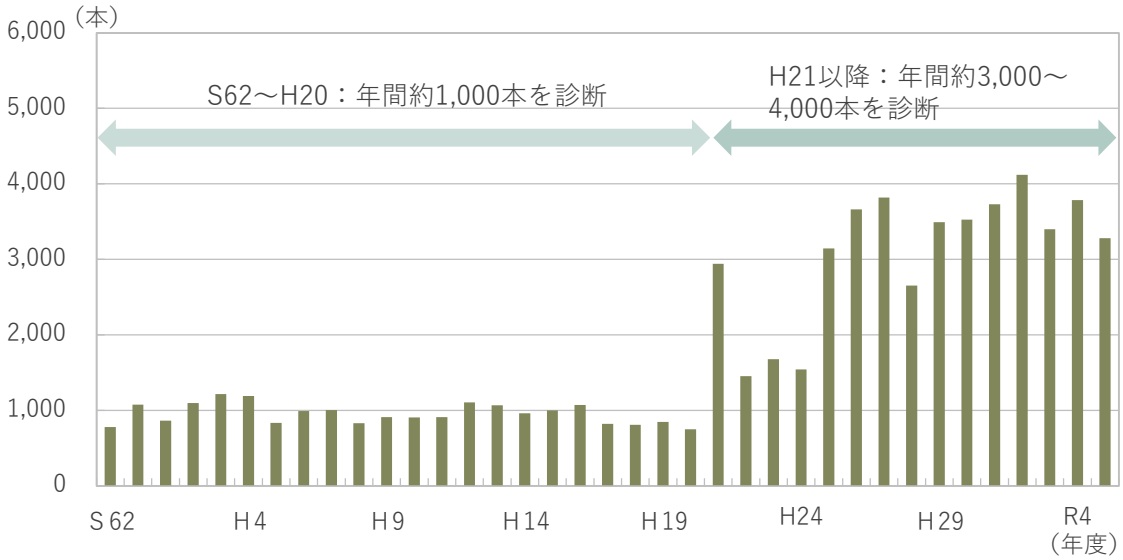

街路樹診断の本数の推移

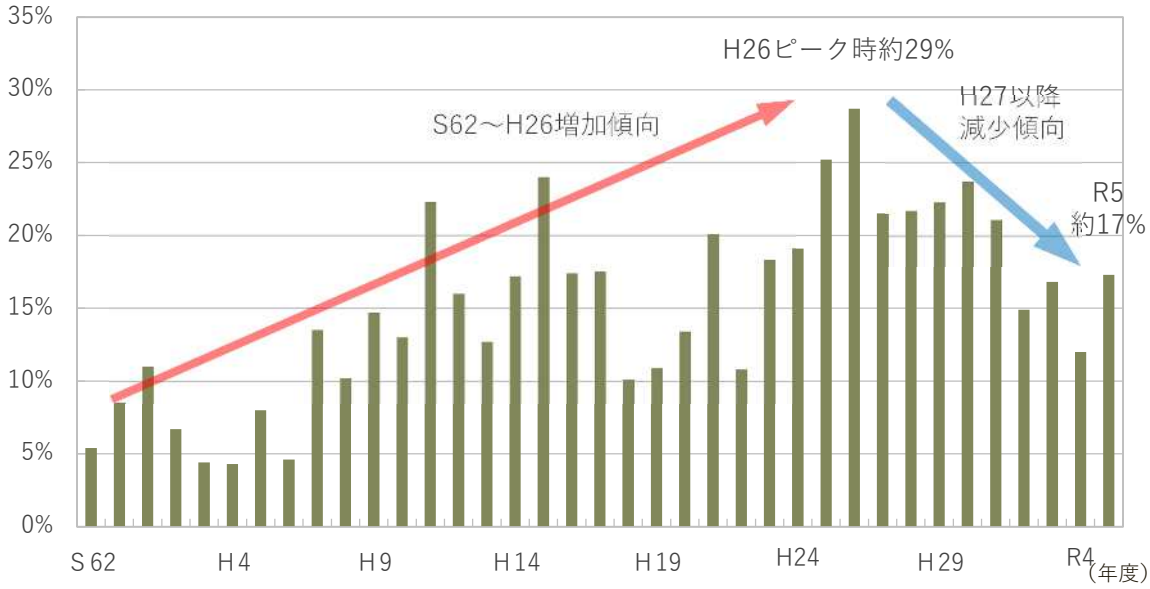

街路樹診断による危険木の割合の推移

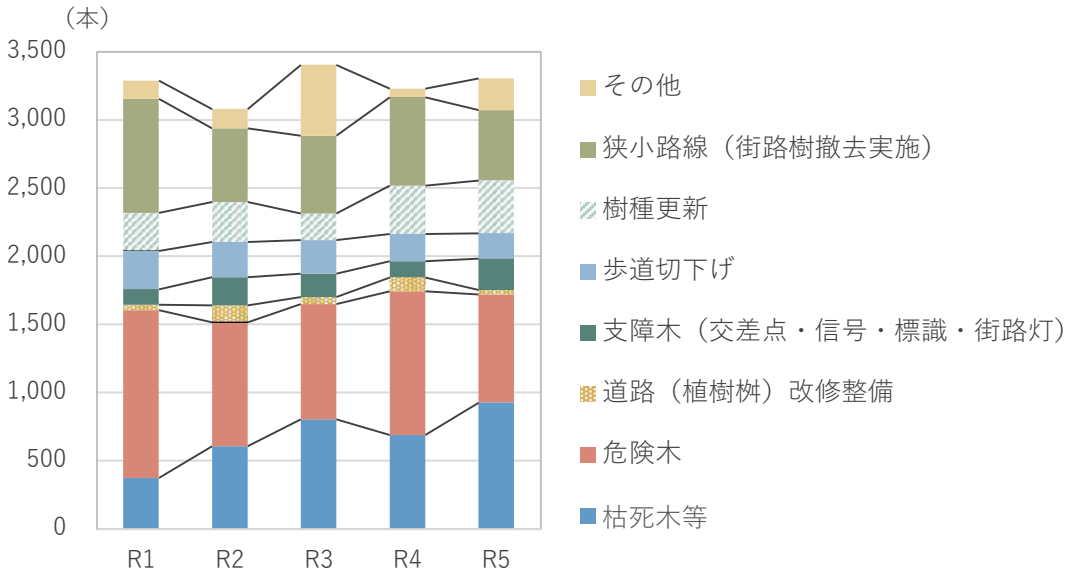

街路樹の伐採本数と伐採理由

（２）街路樹の改善

【取組内容】

１）樹種の改善

植栽当時の樹種選定により、早生樹種や短命樹種を多く植え、枝の民地への越境や病害虫の発生などの課題が生じました。

平成 26 年度に実施した市民アンケートからの意見も踏まえ、こうした課題へ対応するため、次のような樹種検討の考え方のもと、樹種の転換を実施しました。

A.基本的な考え方

- 早生樹種からの転換
- 郷土種の積極的な採用
- 可能な限り統一感のある景観の形成

B.植栽環境に適した樹種の選定

樹種ごとの様々な特性を踏まえ、道路構造や立地条件に適した樹種を選定

２）配置の改善

A.幅の狭い歩道にある街路樹の改善

幅の狭い歩道に街路樹がある地域では、地元住民の皆様との話し合いや事前に周知を図りながら街路樹を撤去する取組を進めており、歩道の幅に応じ、下表のとおり取り扱いを定めています。

植樹は、下表とする。

歩道幅員	新規植栽	既存木の補植
3.5m以上	○	
3.0m以上3.5m未満	△※	
3.0m未満	×	

※歩道幅員 3.0m以上 3.5m未満における街路樹の取り扱い

各区土木部公園緑化係と協議の上決定する。
原則植栽は行わないが、当該道路の接続先の道路に既に連続して街路樹が植栽されている場合、交通量の多い道路や通学路の交通上必要だと判断される場合、周囲に緑地などのまとまった緑がない場合等、周囲の状況から街路樹を植栽することが適当である場合には、地元との調整のもと街路樹植栽を検討する。

（関連方針：札幌市「歩道施工ガイドライン」）

B.交差点部街路樹の改善

交差点部分については、横断歩道位置等を考慮し、原則として、交差点部分から8.0m～10.0m以内を避けることとしました。

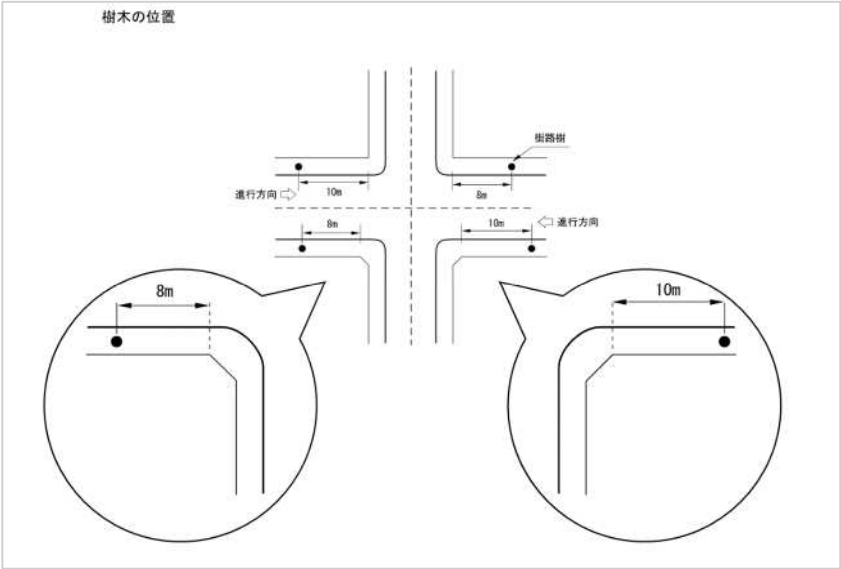

（関連方針：札幌市「歩道施工ガイドライン」）

【取組結果】

街路樹の改善の取組を、平成 28 年度から年間約 30 路線で実施し、令和６年度時点で対象路線は残り約 1,000 路線となりました。

樹種ごとの本数の推移としては、街路樹の本数がピークだった平成 24 年度末と令和５年度末を比較し、ナナカマドは約 6,500 本減少、イチョウは約 1,800 本減少しており、カエデ類は約 1,700 本増加しています。また、早生樹種であるニセアカシアは同期間に約 5,800 本、プラタナスは約 3,000 本減少しました。

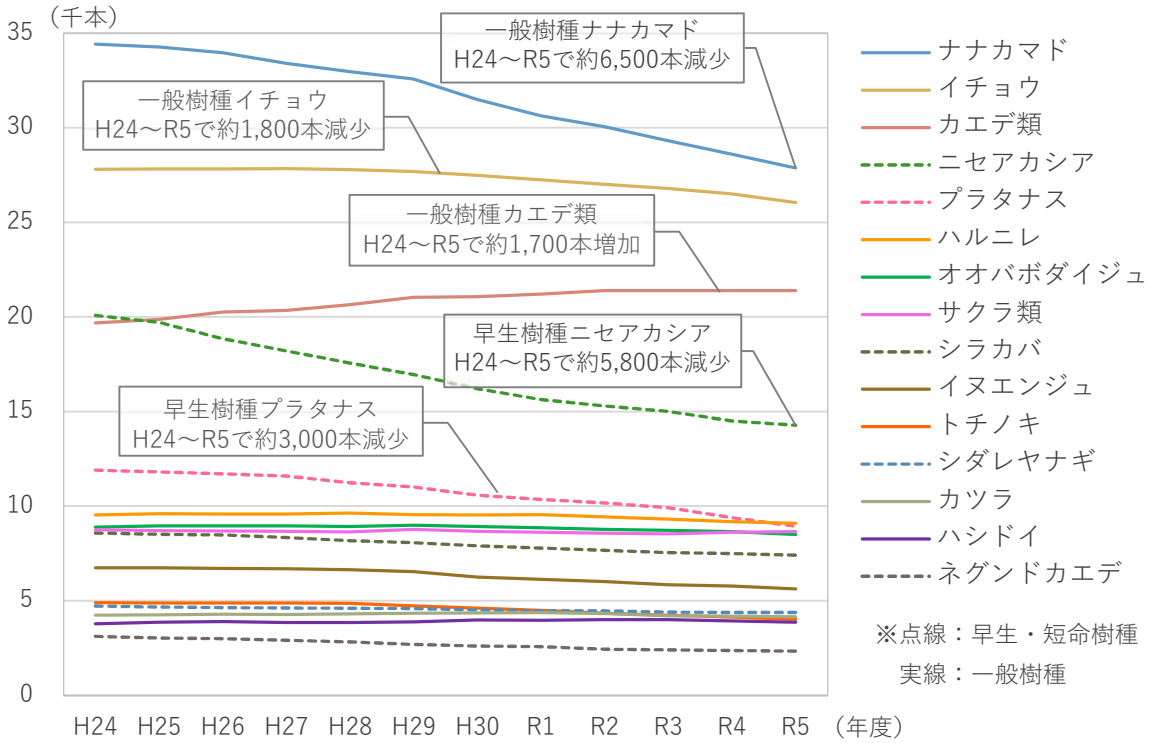

落葉高木種の本数

（３）都心と主要幹線道路の街路樹の充実

【取組内容】

ボリュームアップ剪定

都心まちづくり計画に位置付けられている４つの骨格軸とそれらにつながる路線について、枝を残しながらきめ細やかに剪定することで、枝が混みすぎた状態を解消しつつボリューム感のある樹形づくりを行う「ボリュームアップ剪定」を実施しました。

また、主要幹線道路については、「みどりの基本計画」において示される「コリドー」「主なネットワーク」、「景観基本計画」において示される「景観軸」、「札幌市総合交通計画」において示される「骨格道路網」などを踏まえて重点路線を設定しました。

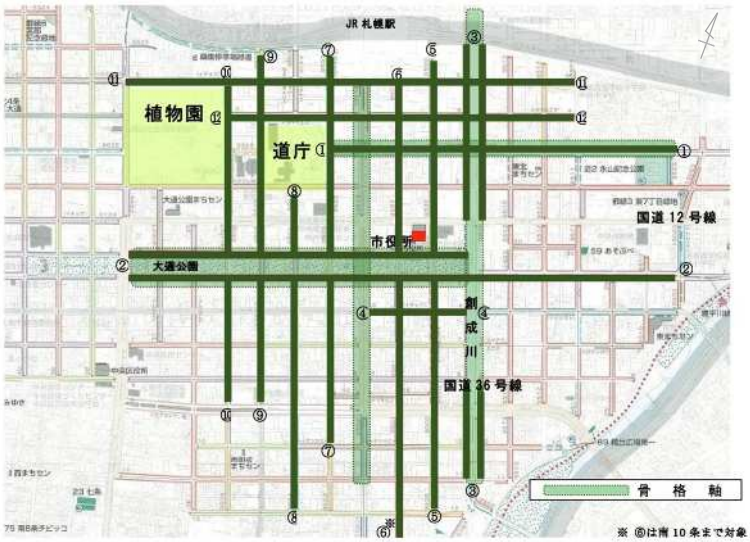

都心のボリュームアップ剪定対象路線

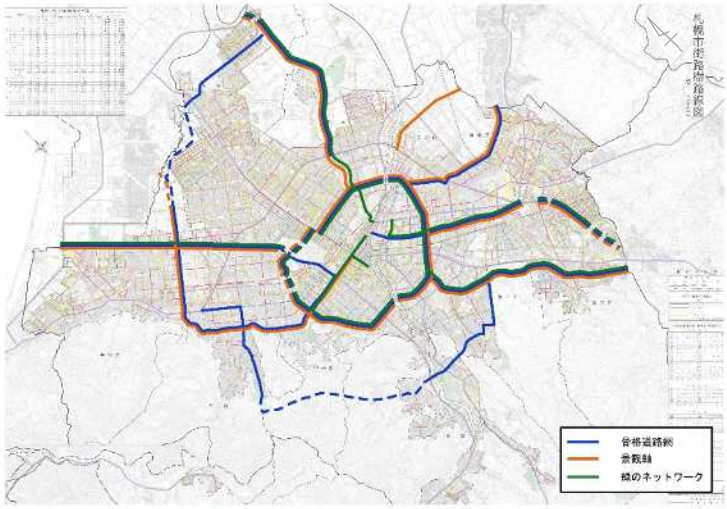

「緑のコリドー・主なネットワーク」「景観軸」「骨格道路網」路線

【取組結果】

都心や市内でも骨格となる一部の主要幹線道路において、枝が混みすぎた状態を解消しつつ、樹木全体のボリュームを保つ剪定を行ってきました。

ボリュームアップ剪定（左：剪定前　右：剪定後）

コラム

枝が混みすぎた状態の解消

枝が混みすぎた状態を解消する、樹木の枝透かし（透かし剪定）には以下のようなメリットがあります。

①風通しと日当たりの改善：枝を間引くことで、内部の枝葉にも光が届きやすくなり、風通しも良くなることで、樹木全体の健康向上を図ることができます。
②病害虫や病気の予防：密集した枝を減らすことで、湿気がこもりにくくなり、病害虫やカビの発生を抑制できます。
③樹木の成長促進：不要な枝を取り除くことで、養分が効率的に使われ、新芽の発育が良くなり、樹木全体が元気に育つことを促進できます。
④美しい樹形の維持：透かし剪定を行うことで、自然な形を保ちながら、見た目もスッキリとした美しい樹形の維持を図ることができます。

4.市民アンケートの結果

（1）市民アンケートの実施概要

札幌市の街路樹の印象や意見などを把握するため、18 歳以上の市民を対象としたアンケート調査を実施しました。

調査期間	対象者の選び方	調査方法	配布数	回収数	回収率
令和６年７月１日から 令和６年７月 17 日まで	無作為 抽出法	郵送または web	1,500 票	510 票	34%

（2）市民アンケートの結果

①住宅地及び都心と主要幹線道路に望ましい道路空間

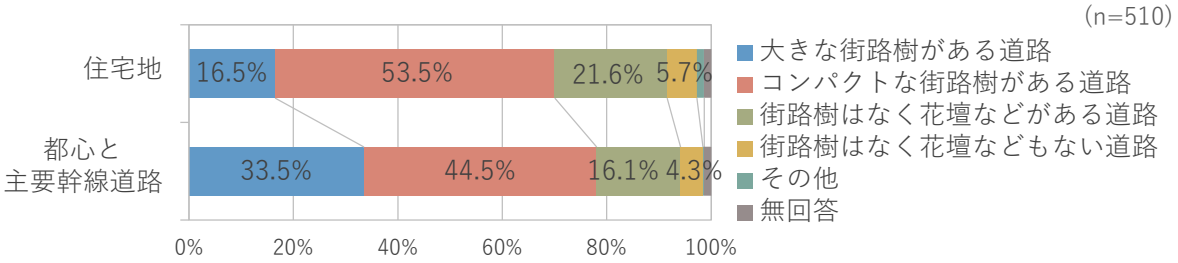

望ましい住宅地の道路空間として「コンパクトな街路樹がある道路」への回答率が５ 割以上と最も高く、次いで「街路樹はなく花壇などがある道路」が高くなっていました。

一方、都心と主要幹線道路に望ましい道路空間として「コンパクトな街路樹がある道路」への回答率が住宅地と同様に高くなり、次いで高かったのは「大きな街路樹がある道路」でした。

②住宅地及び都心と主要幹線道路の街路樹に期待すること（複数回答可）

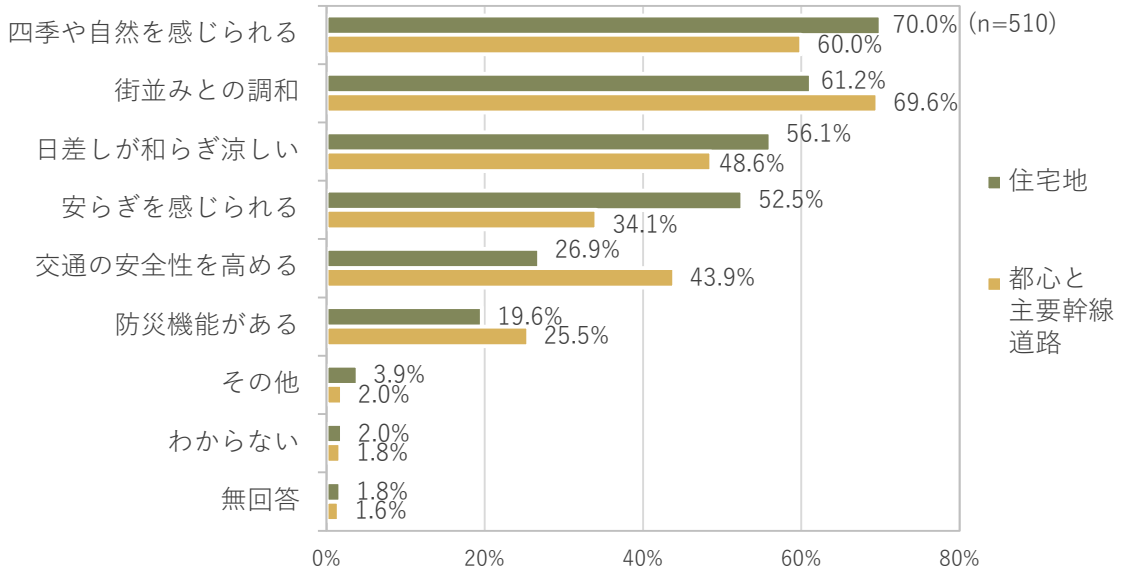

住宅地の街路樹には「四季を感じられる」こと、都心と主要幹線道路の街路樹には「街並みとの調和」が最も期待されています。一方、「防災機能がある」ことは、住宅地及び都心と主要幹線道路共に期待が低くなっています。

③札幌市の街路樹の維持管理について不満に思うこと（複数回答可）

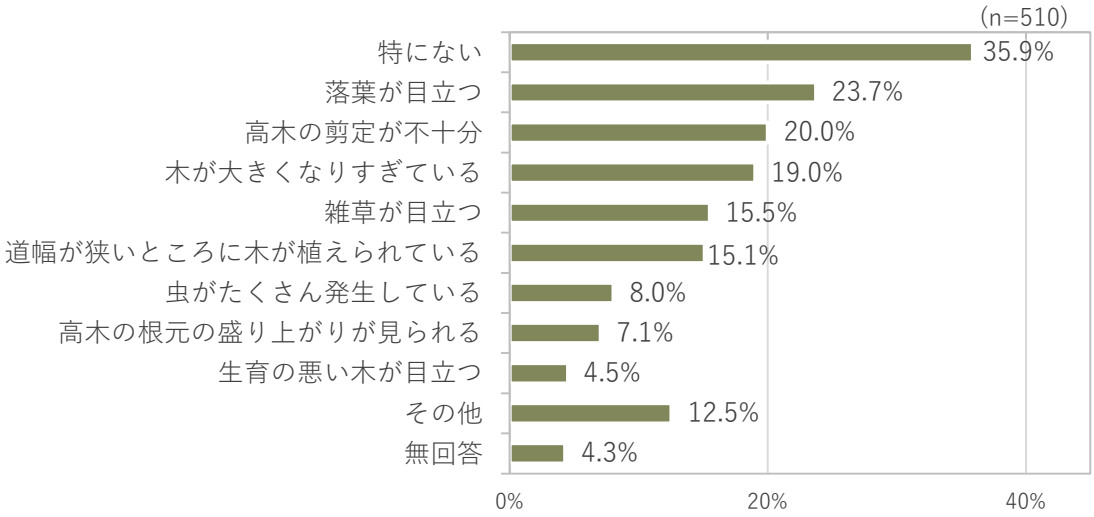

街路樹の維持管理への不満について「特にない」への回答率が最も高い結果となりましたが、「落葉が目立つ」「高木の剪定が不十分」などへの不満が２割程度となりました。また、別設問でどのような樹木が良いか尋ねたところ、「虫があまり発生しない木」への回答率が最も高い結果となりました。

④札幌市の街路樹に関する取組への意見

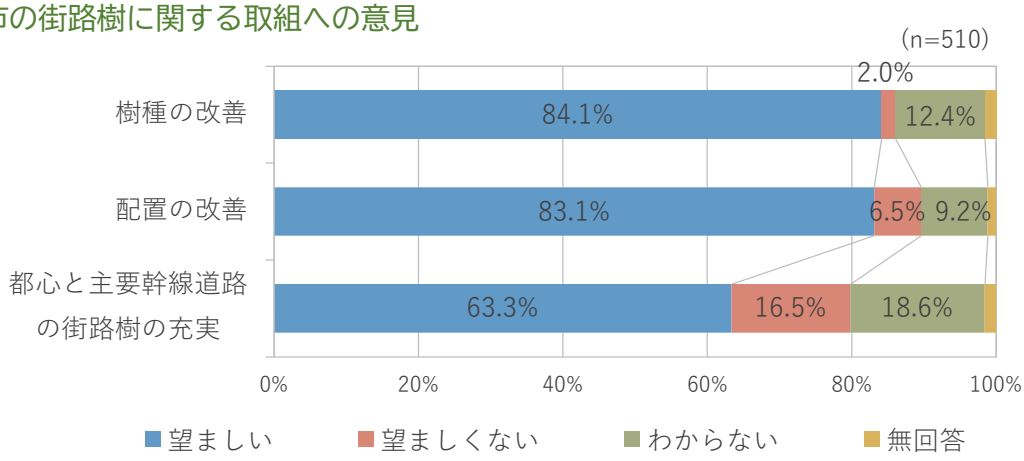

現在実施している取組に対する市民の意見として、樹種の改善と配置の改善に関する取組に対しては「望ましい」が約８割、都心と主要幹線道路の街路樹の充実は「望ましい」が約６割となりました。

5.業務受託者アンケートの結果

（1）業務受託者アンケートの実施概要

札幌市の街路樹の印象や意見などを把握するため、令和６年度「札幌市公園及び街路樹等総合維持管理業務」受託者を対象としたアンケート調査を実施しました。

調査期間	調査方法	配布数	回収数	回収率
令和６年７月25日から 令和６年８月９日まで	web	64 社	60 件	94%

（2）業務受託者アンケートの結果

①住宅地及び都心と主要幹線道路に望ましい道路空間

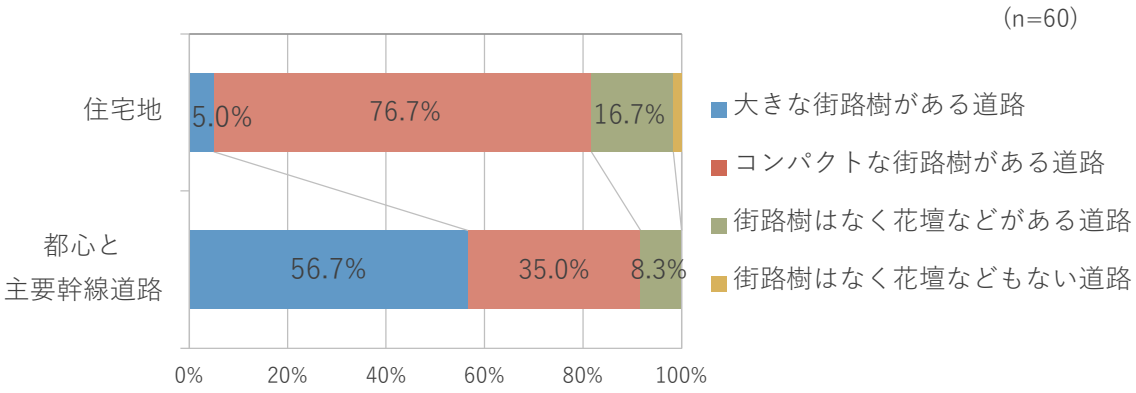

望ましい住宅地の道路空間として「コンパクトな街路樹がある道路」への回答率が約８割を占めていました。一方、都心と主要幹線道路に望ましい道路空間として「大きな街路樹がある道路」を望む割合が最も高く、住宅地と都心と主要幹線道路の間で大きな違いが出ました。

②住宅地及び都心と主要幹線道路の街路樹の樹種選定で考慮すべき要素（複数回答可）

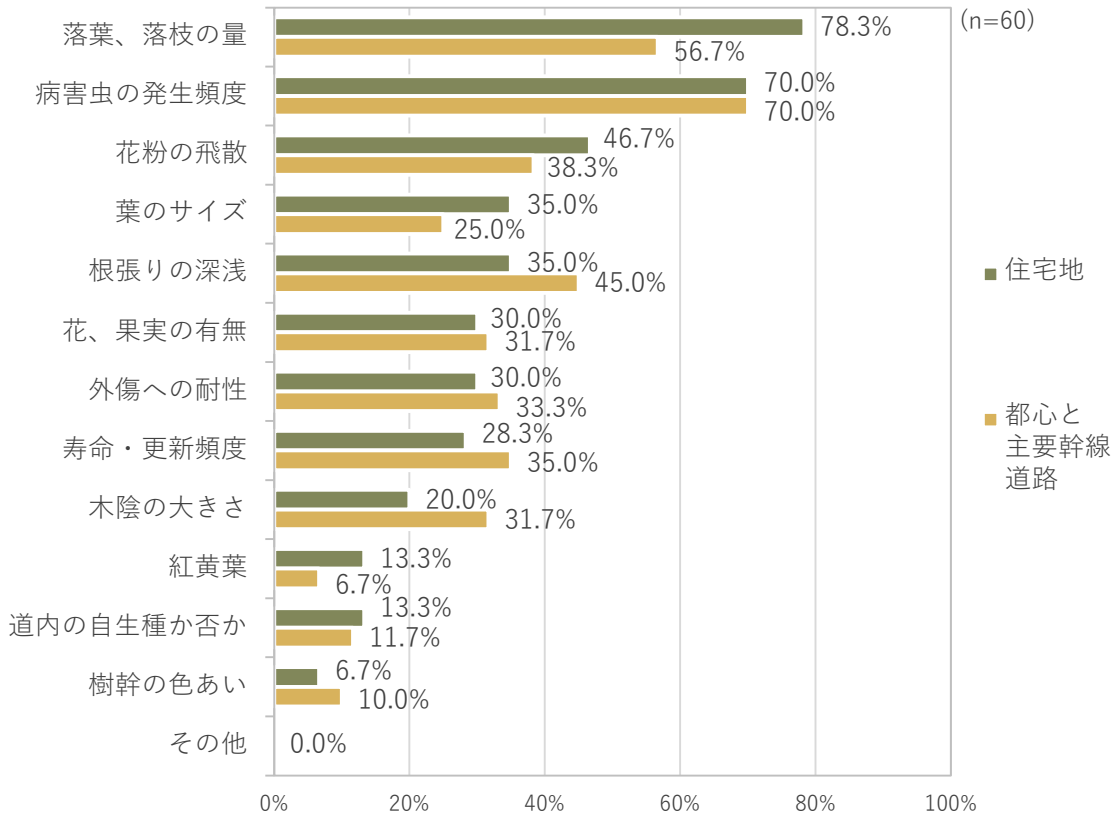

街路樹の樹種選定で考慮すべき要素として、「病害虫の発生頻度」は、住宅地及び都心と主要幹線道路どちらにおいても回答率が高い一方で、「落葉、落枝の量」については、都心と主要幹線道路よりも住宅地で回答率が高くなっていました。

③札幌市の街路樹に関する取組への意見

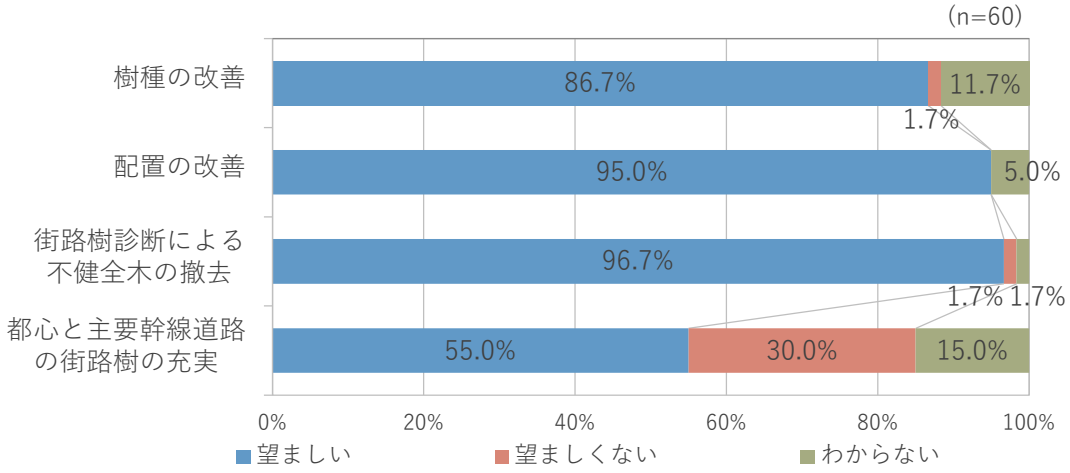

樹種の改善、配置の改善、街路樹診断による不健全木の撤去の取組については「望ましい」への回答が約９割、都心と主要幹線道路の街路樹の充実については「望ましい」への回答が約６割でした。

6.各取組に対する評価と今後の課題

（1）各取組の評価

街路樹の課題に対する取組について、市民アンケートや業務受託者アンケートの結果を踏まえ、以下のとおり評価します。

1）街路樹診断による危険木の撤去

評価	継続が必要

街路樹診断により危険木と診断された街路樹の割合は減少傾向にあるものの、維持管理における伐採理由としては「危険木」「枯死木等」が多く、これらの合計は半数を占めています。

また、業務受託者アンケートでは、取組に対して「望ましい」という評価が他の取組と比較して最も高く、「災害時の被害を未然に防ぐためにも最も注力すべき取組である」という意見が多い結果となりました。

したがって、街路樹診断は継続して実施し、危険木と診断された街路樹を、引き続き撤去していく必要があります。

2）街路樹の改善

評価	強化が必要

①樹種の改善

ニセアカシアやプラタナスといった早生樹種や短命樹種の本数は減少しているものの、依然としてその本数は多い状態です。

また、市民アンケートや業務受託者アンケート結果より、住宅地では「コンパクトな街路樹がある道路」、都心と主要幹線道路では「大きな街路樹がある道路」が望まれている傾向があり、街路樹に期待することとして「四季を感じられること」や「街並みとの調和」という意見が多い結果となったことから、地域や環境に合った街路樹の樹種選定が求められています。

②配置の改善

通常の維持管理の他、道路整備等に合わせて取組を進め、配置の改善が進みつつありますが、狭い歩道に植えられている街路樹は多い状態です。

市民アンケートや業務受託者アンケートの結果からも、本取組に対して「望ましい」という評価は約８割であり、高い評価でした。また、街路樹による視認性の阻害や通行の妨げなどに対する市民意見は多い状況です。

上記①、②を踏まえると、街路樹の改善をさらに強化する必要があります。

3）都心と主要幹線道路の街路樹の充実

評価	向上が必要

対象路線において剪定を実施することにより、ボリューム感のある樹形づくりを進めてきました。市民アンケートや業務受託者アンケートでは、本取組に対して「望ましい」という評価は６割程度であり、一定の評価を得られました。

さらに高い評価を得られるようにするためには、街路樹は都心における緑被率への寄与度が大きいことも踏まえ、樹種や植栽環境等、路線ごとの状況に合わせて当該取組を一層充実し、魅力を向上させていくように取り組んでいく必要があります。

（２）評価を踏まえた今後の課題

各取組に対する評価を踏まえ、街路樹の課題を以下のとおり整理します。

１）老木・不健全木によるリスク

- 早生樹種や短命樹種の老木化・不健全な状態の進行による、倒木リスクの増大
- 強風による不健全木を中心とした倒木の発生

２）配置や樹種による懸念事項

- 隣接地への枝や根の越境
- 幅の狭い歩道にある街路樹による円滑な通行の妨げ
- 車両走行範囲への幹のはみ出し、枝葉による標識等に対する視認性の阻害
- 落葉や落枝
- シラカバなどからの花粉の発生、樹上の虫からの分泌物の飛散

３）道路景観を損ねる街路樹

- 予算の状況などからやむを得ず、枝が短く切り詰められた街路樹
- 樹種のバラつきや樹形の乱れによる統一感のない道路景観

４）都心のみどり不足

- 都心の緑被率は市街化区域全体に比べて低い
- 第４次札幌市みどりの基本計画では、平成 30 年～令和 11 年における都心の公共施設、民間施設の緑化に対する市民の満足度向上を目指している
- ボリュームアップ剪定に対する、市民や業務受託者を対象としたアンケート結果を踏まえて、樹種や植栽環境等、路線ごとの状況に合わせ、魅力をより向上させる取組が必要

第３章　将来像と取組目標

１.将来像

現在の街路樹に関する取組の評価及び今後の課題から、安全・安心な道路空間のための健全な街路樹づくりや、まちの魅力向上のための街路樹づくりを目指して、札幌の街路樹の将来像を以下のように設定します。また、将来像を具体的に示すまち全体のイメージと、都心と住宅地の各イメージを示します。

将来像　「健やかでまちと調和した魅力ある街路樹づくり」

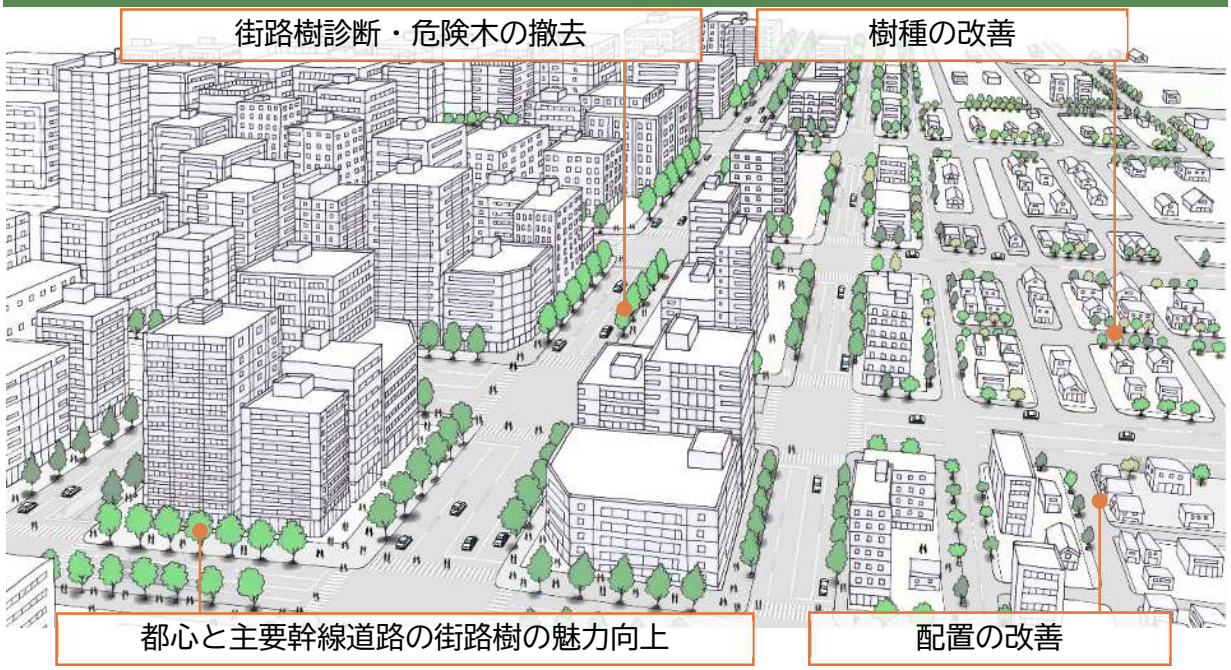

２.街路樹基本方針の体系

これまで示した取組の評価を踏まえた今後の「課題」、「将来像」、「取組目標」ごとの「取組の方向性」及び「取組内容」を、以下のとおり体系図として示します。

課題

- 老木・不健全木によるリスク
- 配置や樹種による懸念事項
- 道路景観を損ねる街路樹
- 都心のみどり不足

将来像

健やかでまちと調和した魅力ある街路樹づくり

①　安全・安心な道路空間

- 街路樹診断による危険木の撤去・更新により、健全な街路樹が並ぶ安全・安心な道路空間となっている

②　適正かつ持続可能な維持管理

- 予算や人口に対し適切な街路樹の本数や樹種となり、１本１本に適切な管理費が充てられ、質の高い管理が行われている
- 住宅地では、コンパクトで維持管理しやすい街路樹により、歩道幅員の確保とみどりを両立した、住民の満足度が高い道路が形成されている

③　札幌の魅力を高め潤いを創出するみどりの街並み

- 札幌市にふさわしい風格ある街路樹に包まれた街並みは、都市環境に潤いや情緒をもたらすのみならず、市民の誇りとなり来訪者の目を楽しませている

都心における将来イメージ

- 都心に相応しい魅力的な街路樹が充実します
- 樹種や植栽環境を踏まえつつ、きめ細やかな剪定を行います

住宅地における将来イメージ

- 住宅地に合うコンパクトな郷土種等が植えられます（イメージ図左側）
- 歩道が通行しやすくなり、交差点部などの見通しが良くなります（イメージ図右側）

取組目標	取組の方向性	取組内容
安全・安心な道路空間づくり 街路樹は、道路交通の安全性を高める機能がある。この機能を効果的に発揮し、市民生活に支障がないよう、健全な街路樹を育成する。	①街路樹の健全化	1.街路樹診断・危険木の撤去
適正かつ持続可能な維持管理の実現 街路樹が健全に育つ植栽環境を整えるとともに、地域性や路線に応じた樹種を設定し、将来を見据えて計画的に維持管理を行う。	②街路樹の改善	2.樹種の改善 3.配置の改善
札幌の魅力を高め潤いを創出するみどりの街並みの形成 街路樹を充実させることで、札幌に相応しい風格ある街並みを形成し、都市のブランド力を高めるとともに、自然美と季節の彩りを提供することで、都市環境に潤いや情緒をもたらす。	③都心と主要幹線道路の街路樹の魅力向上	4.都心と主要幹線道路の街路樹の魅力向上

３.取組目標

本方針の将来像を実現するため、以下のとおり、３つの取組目標と取組の方向性、４つの基本的な取組を設定します。

取組目標１　安全・安心な道路空間づくり

街路樹は、道路交通の安全性を高める機能があります。この機能を効果的に発揮するため、市民生活に支障がないよう、健全な街路樹育成を行います。

取組の方向性①	街路樹の健全化

【基本的な取組】

１.街路樹診断・危険木の撤去

取組目標２　適正かつ持続可能な維持管理の実現

街路樹が健全に育つ植栽環境を整えるとともに、地域性や路線に応じた樹種を設定し、将来を見据えて計画的に維持管理を行います。

取組の方向性②	街路樹の改善

【基本的な取組】

２.樹種の改善

３.配置の改善

取組目標３　札幌の魅力を高め潤いを創出するみどりの街並みの形成

街路樹の魅力を向上させることで、札幌に相応しい風格ある街並みを形成し、都市のブランド力を高めるとともに、自然美と季節の彩りを提供することで、都市環境に潤いや情緒をもたらします。

取組の方向性③	都心と主要幹線道路の街路樹の魅力向上

【基本的な取組】

４.都心と主要幹線道路の街路樹の魅力向上

第４章　基本的な取組

１.街路樹の健全化

道路空間の安全を高める機能を効果的に発揮していくため、日常的な維持管理に加え、「街路樹診断」や「危険木の撤去」といった従来の取組を継続し、健全な街路樹を育成します。

（１）街路樹診断・危険木の撤去

樹木医による街路樹診断を実施し、日常点検では発見が困難な不可視部分の状況を把握すると共に、危険木と診断された樹木をすみやかに撤去することで安全な道路交通を確保します。

１）街路樹診断の実施

樹木医による街路樹診断を実施し、１本ずつ健全度を調査します。

対象は、植栽後年月を経た市管理の路線とし、実施路線は下記の診断項目に加え、過去の枝折れや倒木の発生状況を踏まえて判断します。

主な診断項目

- 樹齢
- 樹種
- 目視による樹勢
- 植栽状況
- 腐朽度合い

街路樹診断イメージ

２）危険木の撤去

危険木と診断された樹木は、すみやかに撤去します。

2.街路樹の改善

適正かつ持続可能な維持管理を実現するため、これまで行ってきた「樹種の改善」及び「配置の改善」という 2 つの取組を強化することで、「街路樹の改善」を加速していきます。

（1）樹種の改善

街路樹が植えられる周囲の状況や樹木の特性を考え植え替えることで、美しい景観づくりを行うことができるだけでなく、枝の民地への越境や病害虫の発生など周囲への影響を軽減し、街路樹の維持管理作業および費用の軽減にもつながります。

市民アンケートや業務受託者アンケートからの意見も踏まえた樹種検討の考え方は次のとおりです。

1）早生樹種からの転換

早生樹種については、積極的に他の樹種へ転換します。

2）郷土種の積極的な採用

樹種変更においては、生長が穏やかで病害虫が発生しにくいなど、街路樹としての適性が高い樹種を採用すると共に、生物多様性を考慮し、郷土種を中心に選定します。

＜都心＞
札幌の顔としてふさわしい魅力的な樹種
（例：ハルニレなど）

＜住宅地＞
将来的な大きさがコンパクトな樹種
（例：ヤマモミジなど）

樹種の改善イメージ（左：樹種の改善前（プラタナス） 右：樹種の改善後（ハシドイ））

なお、道路整備工事等に伴い街路樹を新たに植える場合も、上記考えを踏まえて樹種を選定します。

（２）配置の改善

１）幅の狭い歩道にある街路樹の改善

幅の狭い歩道にある街路樹は、通行支障や住宅地へ越境を繰り返すなど問題が多いため、現在定めている基準に基づき、配置の適正化を引き続き進めていきます。

街路樹の配置基準

街路樹の配置は、下表のとおり歩道の幅員に応じた取り扱いとします。幅の狭い歩道に街路樹がある地域では、地元住民の皆様との話し合いや事前に周知を図りながら街路樹を撤去する取組を進めます。

植樹は、下表とする。

歩道幅員	新規植栽	既存木の補植
3.5m以上	○	
3.0m以上3.5m未満	△※	
3.0m未満	×	

※歩道幅員 3.0m以上 3.5m未満における街路樹の取り扱い

各区土木部公園緑化係と協議の上決定する。
原則植栽は行わないが、当該道路の接続先の道路に既に連続して街路樹が植栽されている場合、交通量の多い道路や通学路の交通上必要だと判断される場合、周囲に緑地などのまとまった緑がない場合等、周囲の状況から街路樹を植栽することが適当である場合には、地元との調整のもと街路樹植栽を検討する。

（関連方針：札幌市「歩道施工ガイドライン」）

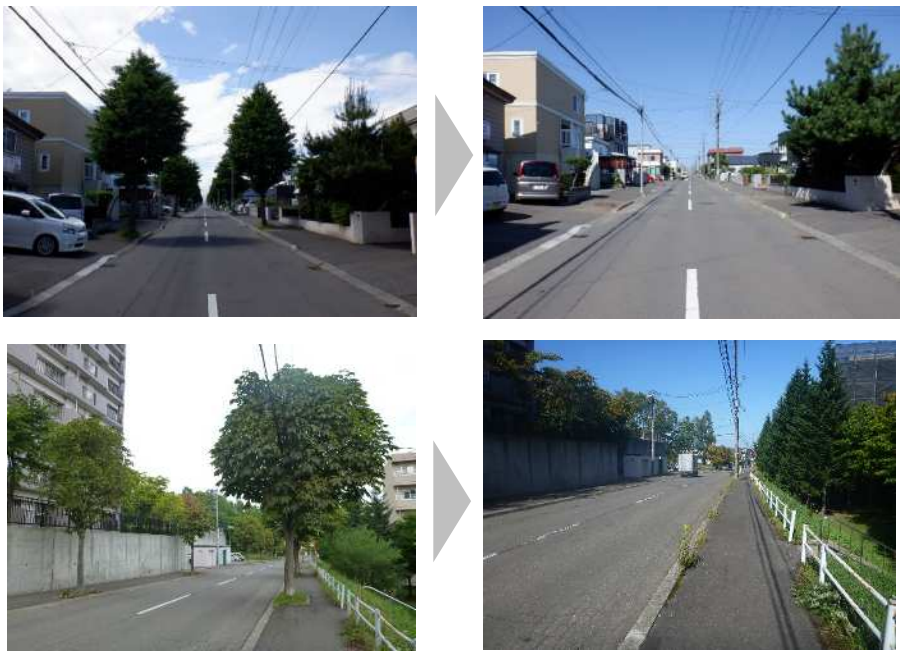

配置の改善イメージ（左：配置の改善前　右：配置の改善後）

2）交差点部街路樹の改善

交差点部分については、原則として、交差点部分から 8.0m～10.0m以内を避けることとし、移植や伐採を検討いたします。

交差点部の植栽基準

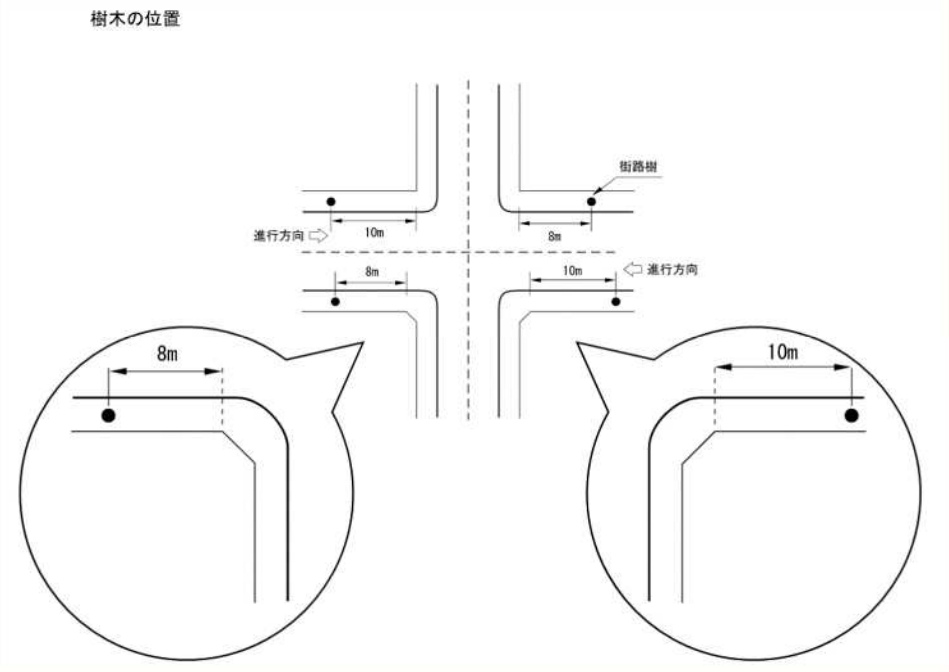

（関連方針：札幌市「歩道施工ガイドライン」）

コラム

樹木が健全に生育するためには一定の植栽間隔が必要です。

植栽間隔は 8m 程度確保することが望ましいですが、将来生長する大きさを考え、より広い間隔が必要な場合があります。

一定の植栽間隔を確保した街路樹

3.都心と主要幹線道路の街路樹の魅力向上

札幌に相応しい風格あるみどりの街並みを形成していくため、これまで取り組んできたボリューム感のある樹形づくりである「ボリュームアップ剪定」のみならず、樹種や植栽環境、路線ごとの状況に合わせたきめ細やかな「魅力アップ剪定」を行うことで、みどりの魅力をより一層向上させていきます。

（1）都心と主要幹線道路の街路樹の魅力向上

1）魅力アップ剪定

樹種や植栽環境等、路線ごとの状況に合わせたきめ細やかな剪定を行うことにより、魅力的な樹形づくりを行います。

本取組は、西３丁目線・札幌駅前通などの都心や、環状通・北１条宮の沢通などの主要幹線道路といった、本市を代表する道路において実施します。

都心及び主要幹線道路の街路樹の目指す姿

- 札幌の顔にふさわしい風格のある美しい健全な街路樹
- 札幌らしい大きな緑の骨格となる街路樹
- 四季の変化に富んだ美しい街路樹

魅力アップ剪定イメージ（左：剪定前　右：剪定後　（札幌駅前通））

第５章　計画の推進に向けて

本方針の実現のため、取組の方向性や取組、達成目標、方針で目指す姿を時間軸でまとめたロードマップと、PDCA サイクルの考え方による計画進行管理に沿って、計画を推進していきます。

１.ロードマップ

本方針は計画期間を１０年間とし､各取組に対して１０年後の達成目標を定めました。また、30 年後には方針で目指す３つの姿を達成するため、以下のロードマップのとおり計画を推進していきます。

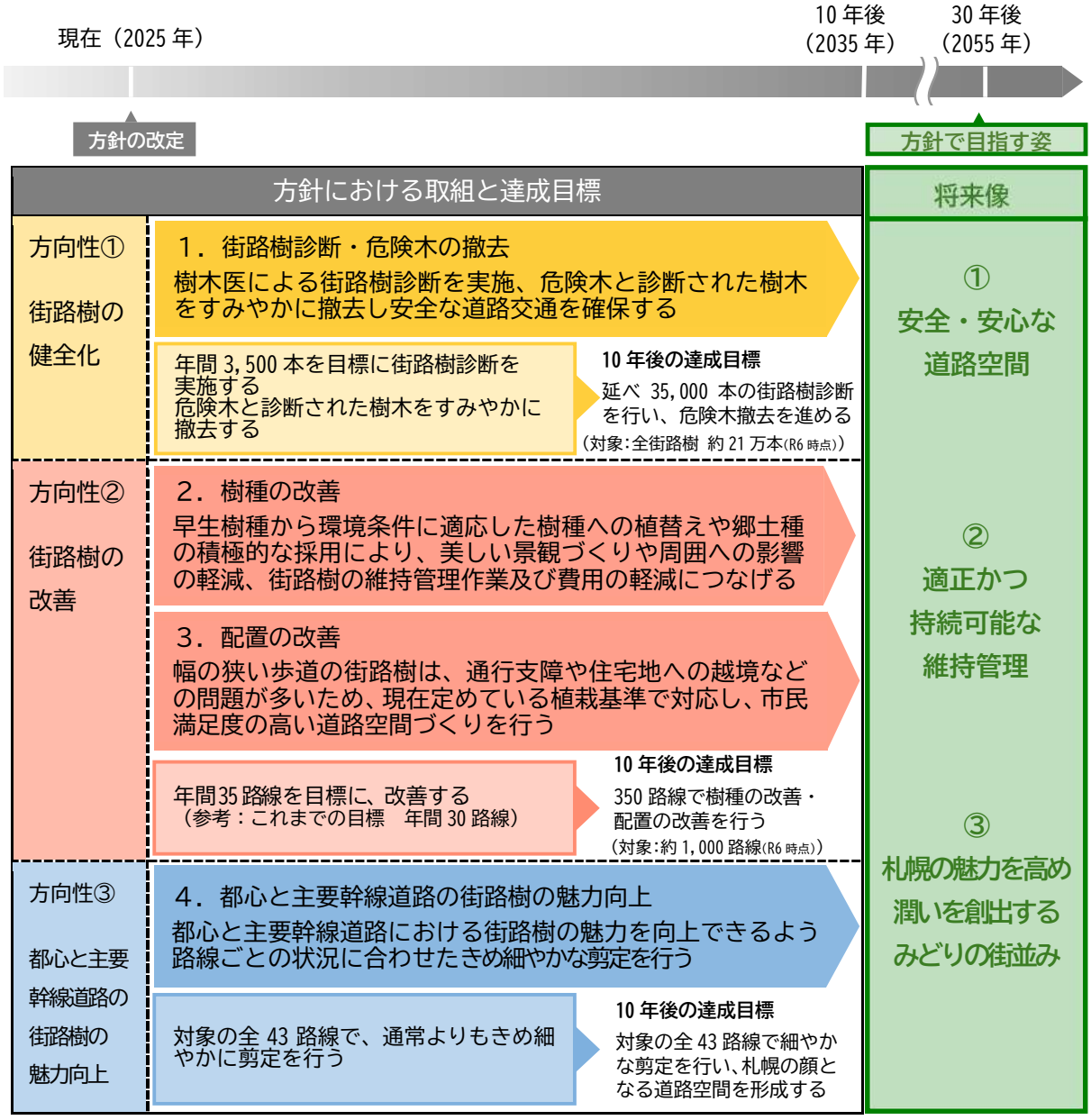

2.PDCA サイクルの導入

街路樹基本方針が目指す将来像の実現に向け、ロードマップに沿って計画を推進していきます。計画の推進に際しては、事業計画に基づき取組を着実に実施していくことで、その進行を管理します。

また、方針策定後は、方針内容の市民周知を図りつつ、情勢の変化や市民の満足度およびニーズを捉え、必要に応じて見直しを行うことで改善を図っていくとともに、今後も安全・安心で魅力的な街路樹となるよう、各種取組に努めてまいります。

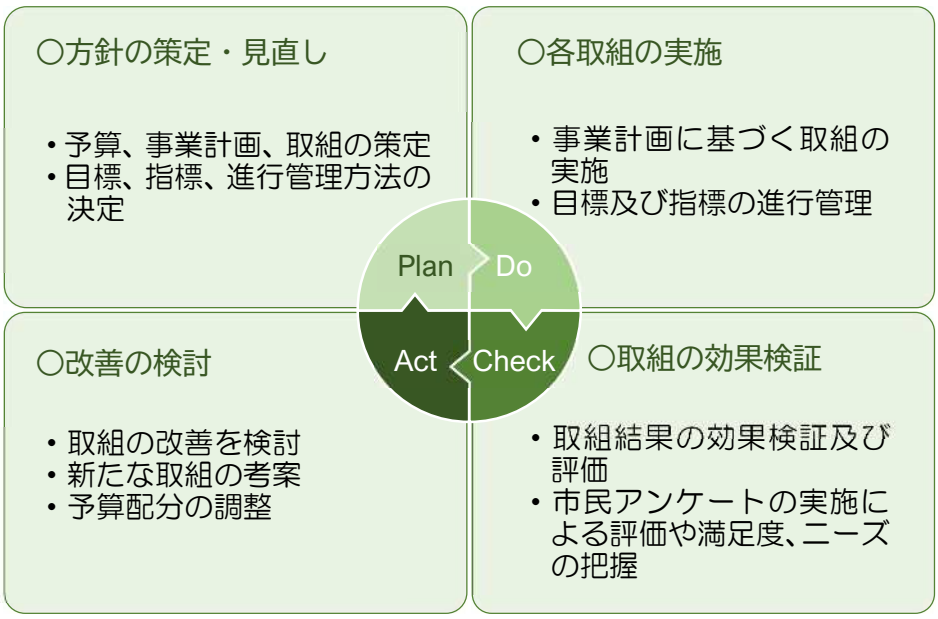

資料編

資料編

1.街路樹市民アンケート

（1）実施の目的と概要

札幌市の街路樹の印象や意見などを把握するため，市民を対象としたアンケート調査を実施した。

■実施概要

調査期間	令和６年７月１日（月）から令和６年７月17日(水)まで
対象者	18歳以上の市民
対象者の選び方	無作為抽出法
調査方法	郵送またはweb
配布数	1,500票
回収数	510票
回収率	34%

（2）設問の概要

項目	内容	
1.あなた自身のことについて	年代	
	性別	
	住区	
	職業	
	居住形態	
	自宅前の道路の街路樹の有無	
2.街路樹への印象について	街路樹のプラスイメージ	
	住宅地にある街路樹として望ましいもの（イメージ図）	
	都心や主要幹線道路にある街路樹として望ましいもの（イメージ図）	
	住宅地にある街路樹について、期待するもの	
	都心や主要幹線道路にある街路樹について、期待するもの	
3.街路樹の形態について	住宅地にある街路樹について、望ましい樹木形態	
	都心や主要幹線道路にある街路樹について、望ましい樹木形態	
4.街路樹の維持管理について	街路樹の維持管理への満足度	
	街路樹の維持管理について、不満に思うこと	
	街路樹の取組評価	街路樹の樹種の改善の取組
		街路樹の配置の改善の取組
		都心や主要幹線道路の街路樹を充実させる取組
5.その他	札幌市の街路樹についてご意見（自由記述）	

（３）調査結果

１）回答者の属性

問1-1 あなたの年代を教えてください。（あてはまるもの１つに〇）

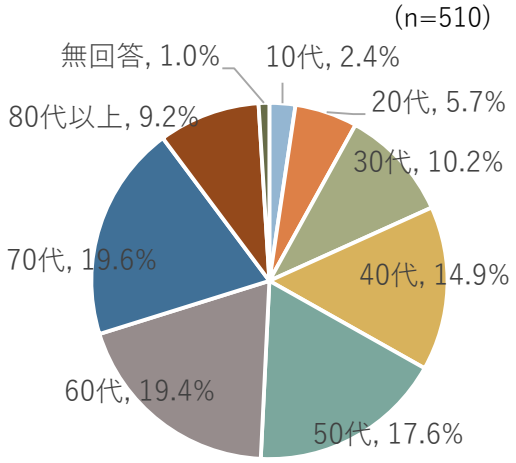

問1-2 あなたの性別を教えてください。（あてはまるもの１つに〇）

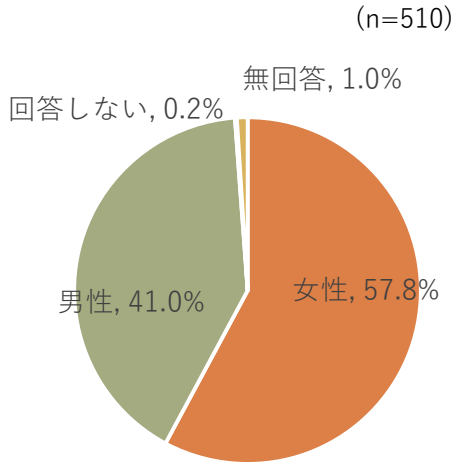

問1-3 あなたは何区にお住まいですか。（あてはまるもの１つに〇）

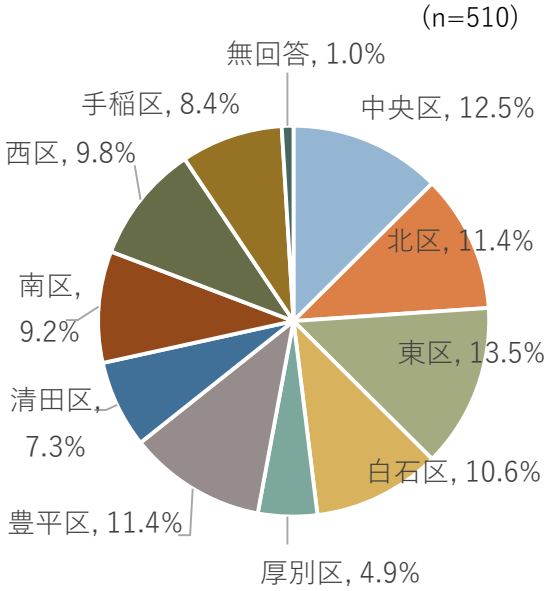

問1-4 あなたのお仕事を教えてください。（あてはまるもの１つに〇）

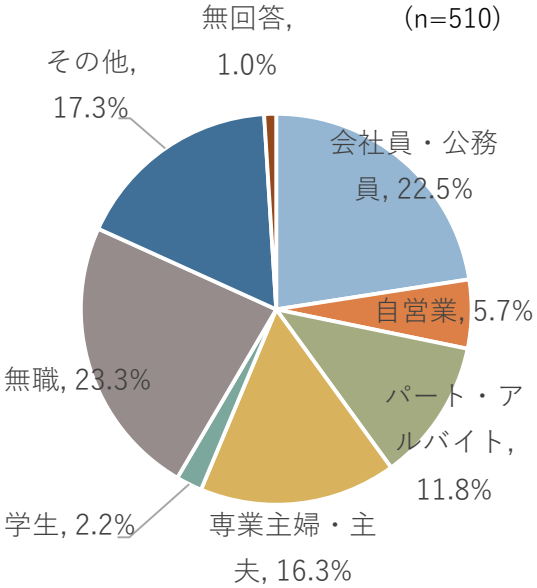

資料編

問1-5	あなたのお住まいはどのような形態ですか。（あてはまるもの１つに〇）

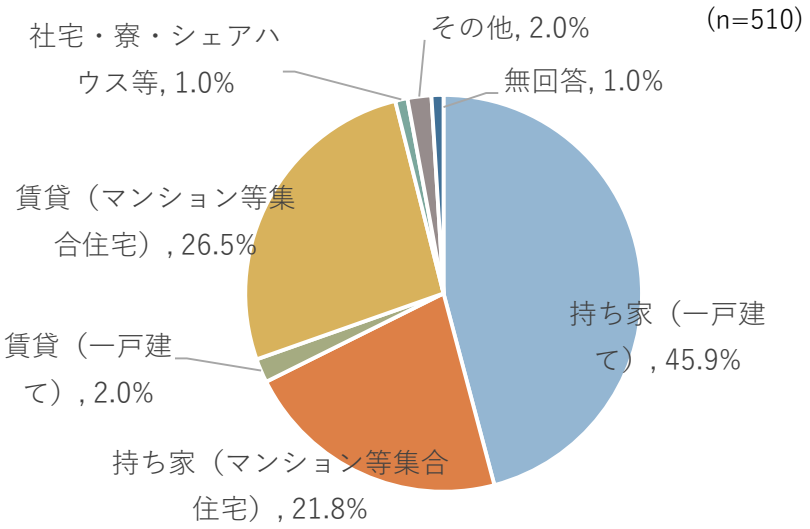

問1-6	あなたのお住まいは街路樹のある道路に面していますか。（あてはまるもの１つに〇）

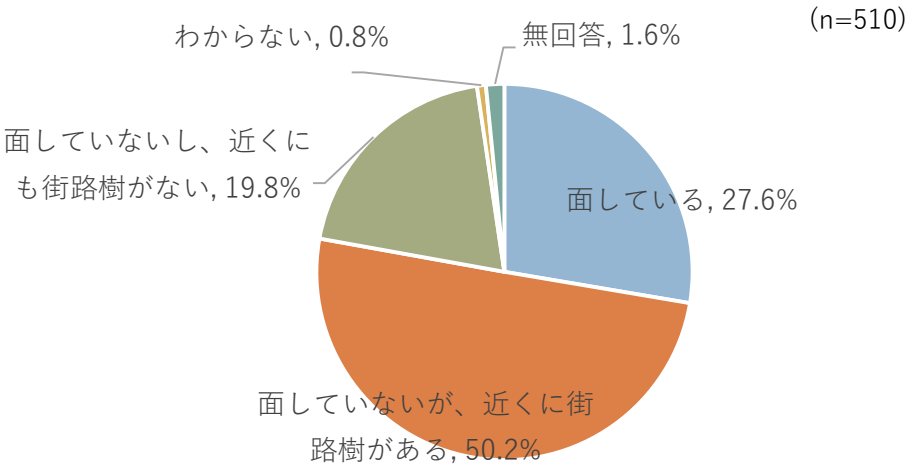

2）街路樹への印象について

問2-1	あなたは札幌市の街路樹にはどのようなプラスイメージをお持ちですか。 （あてはまるもの全てに○）

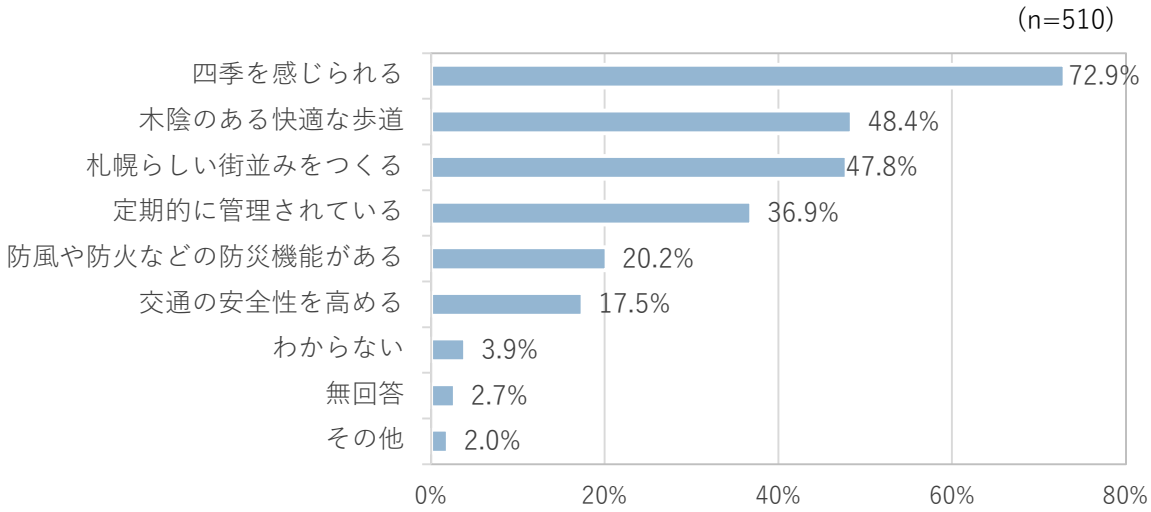

＜その他の回答＞

分類	件数	自由記述抜粋・要約
プラスイメージ	3	・安らぎを感じる ・香りの良い木がある
マイナスイメージ	3	・通行の邪魔になっている ・防災上の問題や、倒木や落葉落枝、排水つまりなどが懸念される

資料編

問2-2	あなたは、住宅地にある街路樹について、下のイメージ図のうちどのような道路が良いと思いますか。（あてはまるもの１つに○）

1 大きな街路樹がある道路

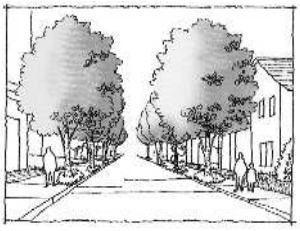

2 コンパクトな街路樹がある道路

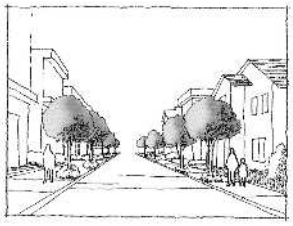

3 街路樹はなく花壇などがある道路

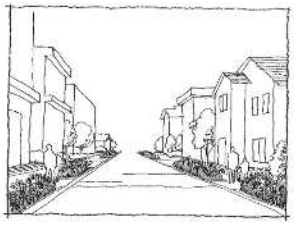

4 街路樹はなく花壇などもない道路

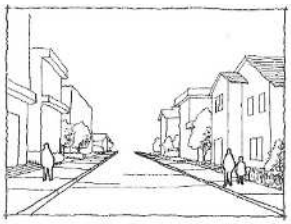

5 その他（　　）

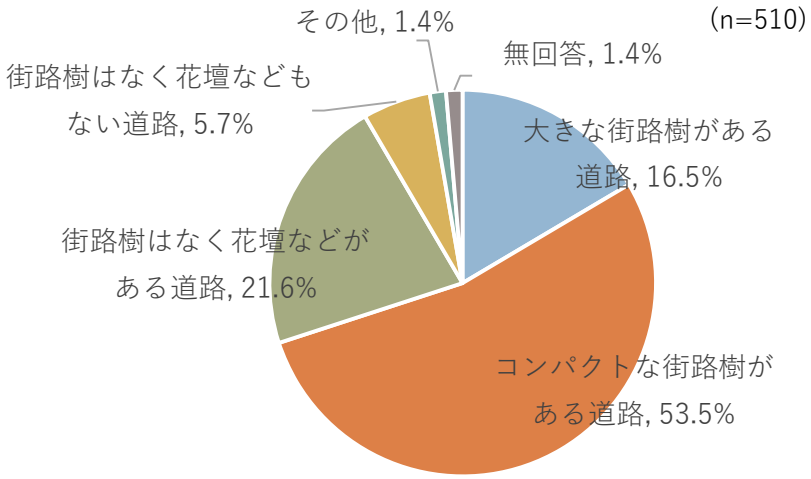

問2-3	あなたは、都心や主要幹線道路にある街路樹について、下のイメージ図のうちどのような道路が良いと思いますか。（あてはまるもの１つに○）

1 大きな街路樹がある道路

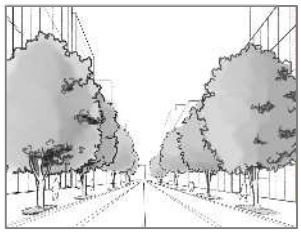

2 コンパクトな街路樹がある道路

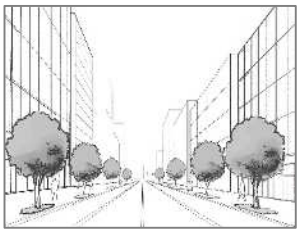

3 街路樹はなく花壇などがある道路

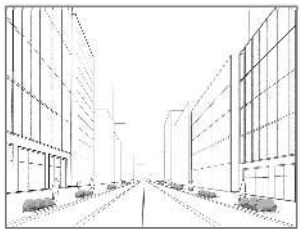

4 街路樹はなく花壇などもない道路

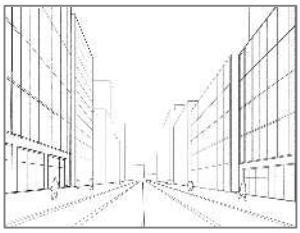

5 その他（　　）

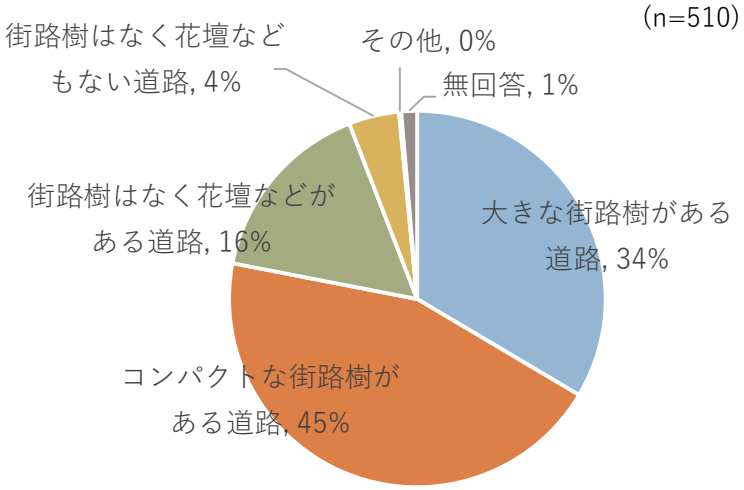

資料編

問2-4	あなたが、住宅地にある街路樹について、期待するものは何ですか。（あてはまるもの全てに○）

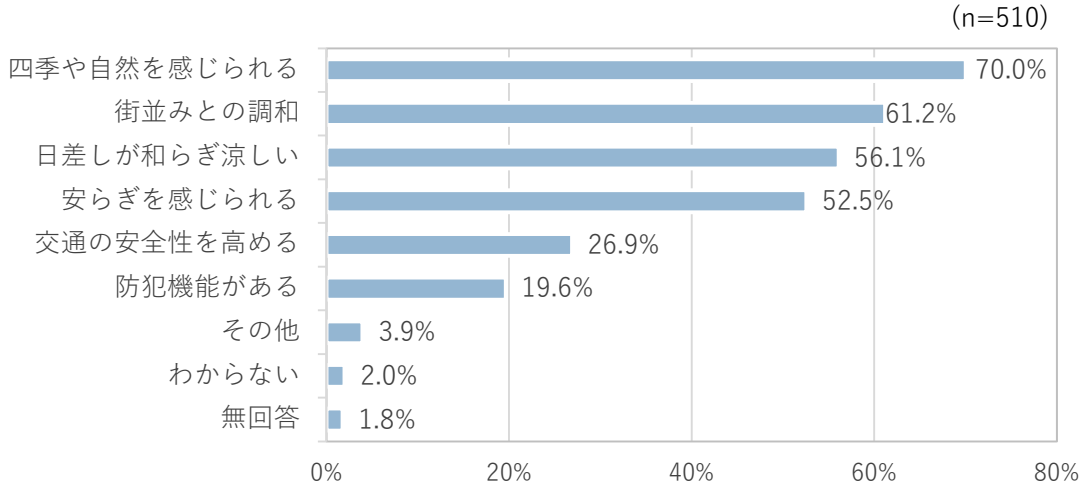

＜その他の回答＞

分類	件数	自由記述抜粋・要約
落葉の少ない木	4	・落葉が少なく、清掃が容易であること
街路樹は必要ない	3	・カラスの巣が作られるのでなくしてほしい ・住宅地は道路幅が狭く、必要ない
その他	6	・木陰のある快適な歩道 ・見通しが悪くならないこと

問2-5	あなたが、都心や主要幹線道路にある街路樹について、期待するものは何ですか。（あてはまるもの全てに○）

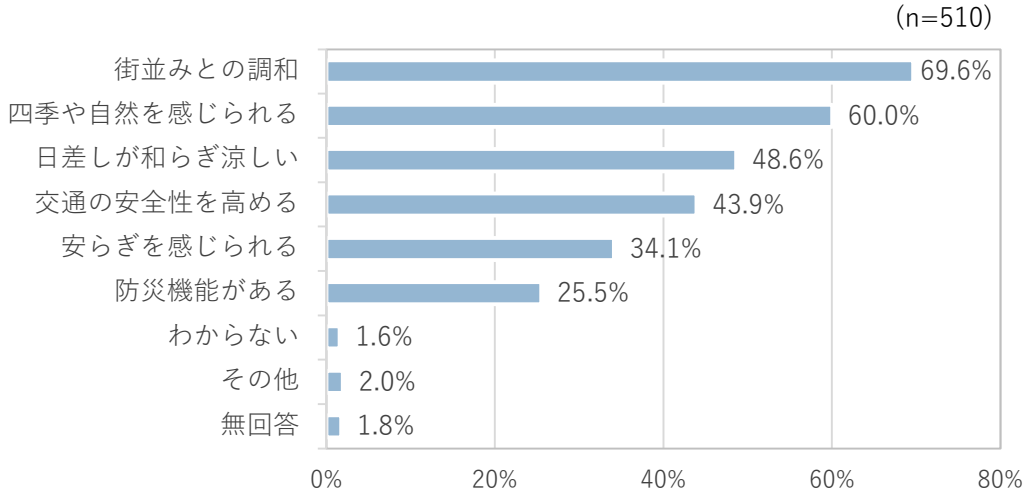

3）街路樹の形態について

問3-1 あなたは、住宅地にある街路樹について、どのような樹木が良いと思いますか。（あてはまるもの全てに○）

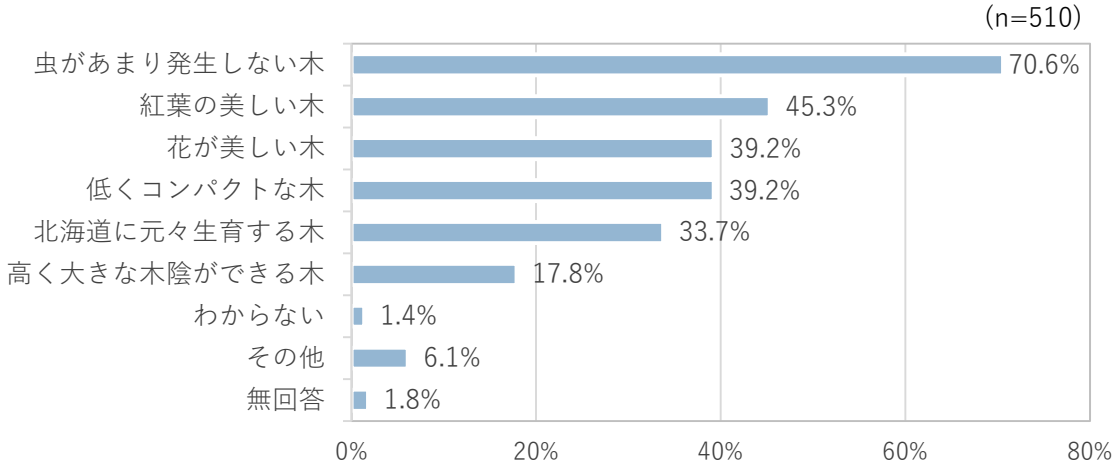

＜その他の回答＞

分類	件数	自由記述抜粋・要約
維持管理	5	・落葉が少なく、葉が大きくならない木 ・手入れが容易で、成長がゆっくりな木
花粉の飛散	3	・花粉が飛散しないもの
必要ない	3	・手入れが不十分
その他	4	・小鳥が寄ってくる木 ・コンパクトでも木陰ができる木

問3-2 あなたは、都心や主要幹線道路にある街路樹について、どのような樹木が良いと思いますか。（あてはまるもの全てに○）

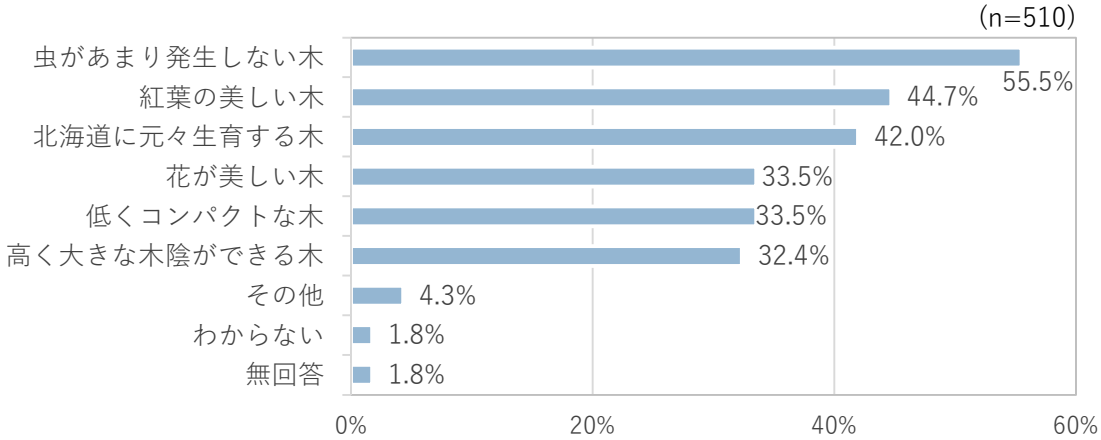

＜その他の回答＞

分類	件数	自由記述抜粋・要約
花粉の飛散	2	・花粉が飛散しないもの
その他	5	・銀杏のように臭わない木 ・排気ガスなど劣悪な環境に強い木

４）街路樹の維持管理について

問4-1 あなたは、札幌市の街路樹の維持管理について、満足していますか。（あてはまるもの１つに○）

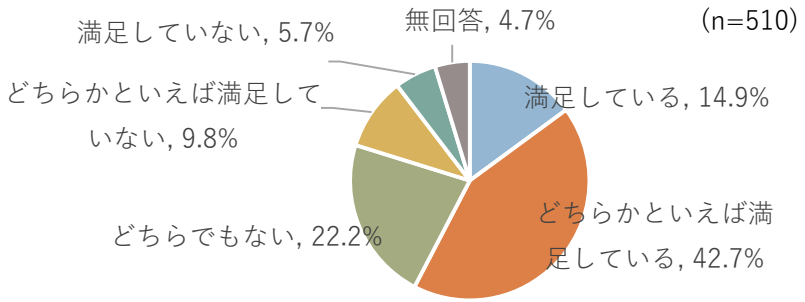

問4-2 あなたが、札幌市の街路樹の維持管理について、不満に思うことは何ですか。（あてはまるもの全てに○）

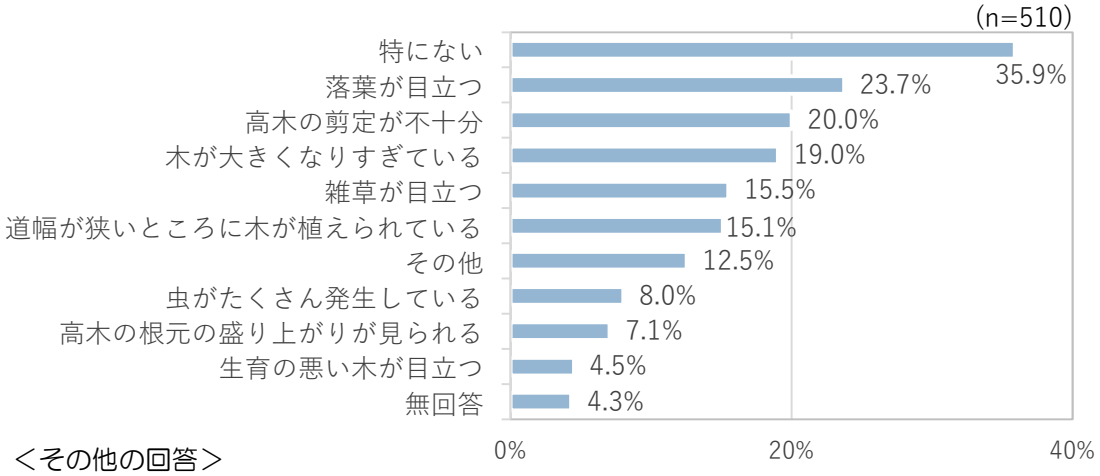

＜その他の回答＞

分類	件数	自由記述抜粋・要約
維持管理	17	・落葉や雑草の管理が行き届いていない。 ・木が高くなりすぎていたり、剪定の形が悪いものがある。 ・大きくなる木がせまい地面に植えられている。 ・剪定伐採作業は交通混雑等を招かないやり方、管理費の節約可能なやり方で行って欲しい。
カラスの巣	11	・実のなる木が多く、カラスが巣を作る ・定期的な見回りや巣を作る前に対応をして欲しい
安全性	11	・葉が茂り、交差点の見通しがわるかったり、信号・標識などが見えづらかったりする。 ・強風の次の日枝が折れて歩道に落ちていることがあり、大変危険だと感じる。 ・車道に落葉があり、雨が多く降るとスリップして危険を感じたことがある。 ・枝葉が車道・歩道にせり出しており、通行しにくい。
歩道の快適性	10	・イチョウが多く、秋季における木の実の散乱や臭気に困っている。 ・落ちた実が踏まれて歩道が汚くなっていたり、靴底についてしまったりする。 ・歩道が根により盛り上がっている。
みどりの量	4	・街路樹が少ない。特に花が少なく、東京などを参考に綺麗な街並みにしていただきたい。 ・緑が少ない、木の数を増やしてほしい。
花粉	2	・白樺による花粉

問4-3	札幌市では現在、街路樹に関して下記の取組を行っています。あなたは、この取組についてどう思いますか。

問4-3（1）	〔街路樹の樹種の改善〕 街路樹を札幌の気候に適した種類に変えていく取組。 （あてはまるもの１つに○）

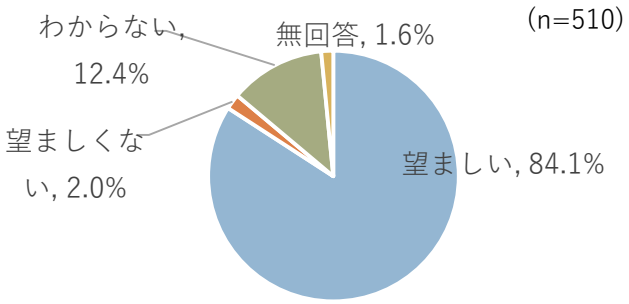

問4-3（2）	〔街路樹の配置の改善〕 狭い歩道の通行に支障のある街路樹を撤去する取組。 （あてはまるもの１つに○）

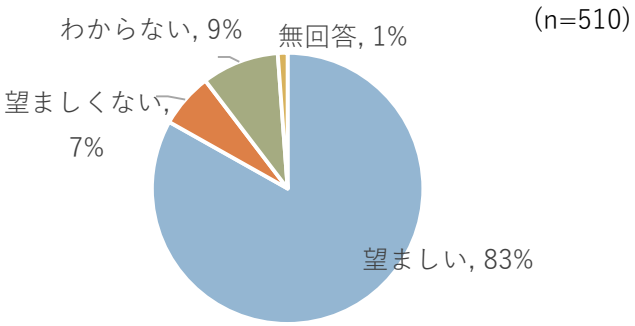

問4-3（2）	〔都心や主要幹線道路の街路樹の充実〕 多くの市民や観光客が目にする都心の街路樹を、大きく育てる取組。 （あてはまるもの１つに○）

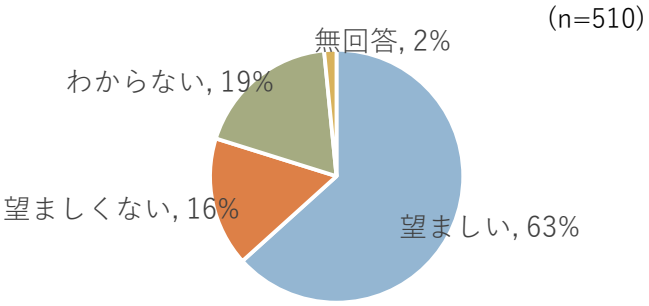

資料編

5）その他

分類	件数	自由記述抜粋
維持管理	14	・市民から見ても管理が行き届いていて、概ね満足している。 ・手入れが行き届きていないところがあり、最小限の街路樹にするべき。 ・都心より住宅地をしっかり管理してほしい。 ・限られたコストは解るが、官民一体＋ボランティアにて魅力ある街づくりを訪れる方々に示せる様にして欲しい。 ・住宅地の樹木は年数がたち、枝枯れが目立つ。花壇は雑草だらけ。木の根の影響で歩道のヒビ割れが目立つ。 ・お金と時間と労力が、使われすぎないようにしてほしい。住宅地の街路樹は低木にして近隣住民がカット出来るようにしてほしい。都心はなるべく背の高い木が良い。場所によって、車の多い所などは人工樹木でもいいのではないかと思う。 ・住宅地や街中の木々には癒されているが、手間がかかる木や危険な老木、通行の妨げになっている木などは伐採して、違う形でその木を活かせたら良いと思う。
樹種	8	・北海道らしい木や植物が望ましい。 ・イチョウの木を無くして、クリスマスツリーのような木を増やしたら綺麗だと思う。海外旅行客も増える昨今、彼らに支持される町になって欲しい。 ・都市防災機能の面から、ナナカマドやイチョウ等の難燃性の樹木を大切にしていただきたい。
街路樹の必要性や量	9	・いつも木や花など自然に癒されている。 ・人口が増えて大都市になった札幌だが、北海道のイメージである“緑との共存”は無くしたくないので街路樹は大切だと思う。 ・住宅地の街路樹がとにかく少ない。近年の異常気象による高温への対策として木陰をもっとふやしてほしい。 ・商業施設沿いでは、施設側が街路樹を枯らす例があるが、歓迎しないのであれば、樹木を撤去して代替機能を義務付ける条例等、必ずしも樹木に頼らない都市機能、美観の維持を図って欲しい。 ・通行の妨げになっている街路樹が多く、管理できないなら伐採して通行しやすくした方が良いと思う。
安全性	7	・大きくなりすぎている木が倒れてこないか、電線に当たって引火や停電など起こさないか等が心配。 ・大きな街路樹があると街並みが綺麗に見えるが、交差点付近だけは植えないか、低木または花にした方が良いと思う。 ・標識が街路樹に隠れて見えない。自転車で横断する人が見えにくい。 ・自動車の通行による障害（視界不良、死角等）、人の通行による障害（狭い枝の落下等）のリスクを取り除き市民又は来札の方が楽しめる景観、安らぎをもたらす空間づくりをお願いしたい。
カラスの巣	5	・カラスの巣対策をして欲しい。
花粉	5	・花粉症がつらいので花粉の飛ばない樹にして欲しい。（3 件）
街並みや景観	4	・札幌らしい街並みで四季や自然を感じられ、素晴らしいと思う。 ・札幌市にも桜並木など観光スポットをつくり、地域活性化に力を入れていただきたい。また、住宅街や街中などは緑やお花が少ないので、東京を参考に美しい街並みにしていただきたい。 ・画一的にならない様に、同じ木ばかり揃えずに場所によって適した木があると良い。

2.街路樹の法的位置づけ

（1）国の法令や基準

1）道路法（昭和 27 年６月 10 日制定）

（用語の定義）

第二条　略

２　　この法律において「道路の附属物」とは、道路の構造の保全、安全かつ円滑な道路の交通の確保その他道路の管理上必要な施設又は工作物で、次に掲げるものをいう。

二　道路上の並木又は街灯で第十八条第一項に規定する道路管理者の設けるもの

（道路の構造の基準）

第三十条　高速自動車国道及び国道の構造の技術的基準は、次に掲げる事項について政令で定める。

十一　横断歩道橋、さくその他安全な交通を確保するための施設

３　　前項に規定するもののほか、都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準は、政令で定める基準を参酌して、当該道路の道路管理者である地方公共団体の条例で定める。

2）道路構造令（昭和 45 年 10 月 29 日制定）

（建築限界）

第十二条　建築限界は、車道にあつては第一図、歩道及び自転車道又は自転車歩行者道（以下「自転車道等」という。）にあつては第二図に示すところによるものとする。（第１図・第２図略）

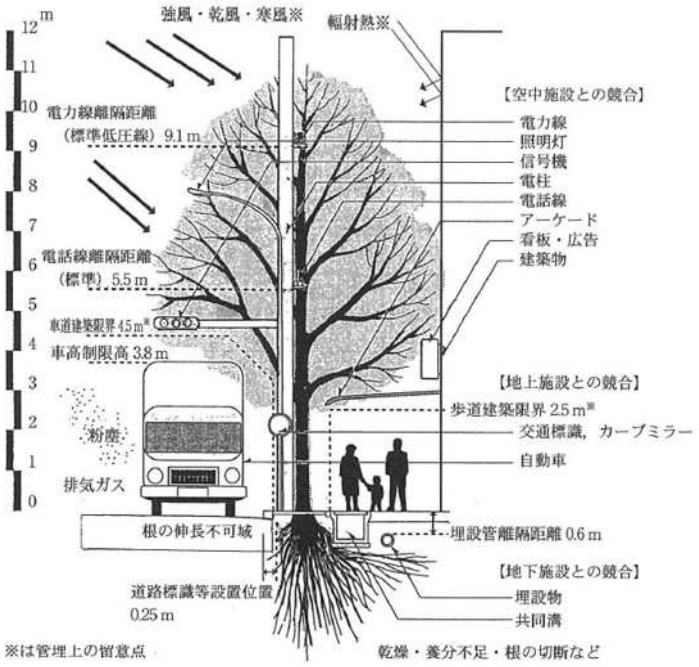

（資料：「道路植栽の設計・施工・維持管理」（一社）経済調査会）

３）道路緑化技術基準（平成 27 年３月 31 日改正）

第１章　総則

１－１　基準の目的

本基準は、道路緑化の一般的技術的基準を定め、その合理的な整備及び管理に資することを目的とする。

１－２　適用の範囲

本基準は、道路において、緑化を図る場合に適用する。なお、法面緑化及び防災林の造成については、本基準の対象外とする。

１－３　道路緑化の基本方針

道路緑化にあたっては、道路交通機能の確保を前提にしつつ、美しい景観形成、沿道環境の保全、道路利用者の快適性の確保等、当該緑化に求められる機能を総合的に発揮させ、もって、道路空間や地域の価値向上に資するよう努めるとともに、交通の安全、適切な維持管理及び周辺環境との調和に留意しなければならない。

１－４　用語の定義

1.道路緑化

道路において、樹木、地被植物若しくは草花（以下、「樹木等」という。）を保全又は植栽し、これらを管理することをいう。

2.道路植栽

道路において、保全又は植栽され、管理された樹木等をいう。

3.高木

道路植栽のうち、主に並木等の単木として使用する樹木をいう。

4.中・低木

道路植栽のうち、主に列植や群植として使用する樹木をいう。なお、一定の樹高を有し遮蔽機能を有するものを中木、それより低いものを低木という。

5.地被植物

道路植栽のうち、芝、木本植物、草本植物、つる性植物、ササ類等の地表面を被覆する樹高の低い植物をいう。

6.草花

道路植栽のうち、花等の草本植物をいう。ただし、５の地被植物を除く。

7.植樹地

道路において、樹木等を保全又は植栽する場所をいう。

8.環境施設帯

植樹帯、路肩、歩道、副道等で構成される、幹線道路における沿道の生活環境を保全するための道路の部分をいう。

9.植栽基盤

植物の根が支障なく伸長して、水分や養分を吸収できる土壌条件を備えている土層をいう。

第２章　整備

２－１　計画

１）道路計画においては、地域に求められる緑化の機能を考慮し、植栽地を適切に配置することが望ましい。

２）植栽地の配置を計画する場合は、安全かつ円滑な交通の確保に留意しなければならない。

３）植栽地の意匠並びに樹木等の基本的な構成及び配置の決定にあたっては、気象条件、緑化等に関係する地域の計画との整合、沿道状況、美しい景観形成、想定される維持管理水準（剪定頻度等をいう。以下同じ。）等に留意することが望ましい。

４）道路の整備が予定されている区域内に保存の必要性が高い植物がある場合は、その存置や移植を検討しなければならない。

２－２　設計

１）植栽設計（植栽地の平面配置、樹種等、樹木等の具体の構成や配置の決定）にあたっては、地域に求められる緑化の機能を考慮するとともに、安全かつ円滑な交通の確保や他の構造物の保全、植栽基盤、想定される維持管理水準、周辺の植生への影響等に留意しなければならない。

２）高木を植栽する場合は、植栽しようとする樹種の成長特性等を理解の上、目標とする樹形、樹高を想定し、植栽する道路空間や維持管理水準に見合った樹種、植栽間隔とすることが望ましい。

３）中・低木を植栽する場合は、供用後の枝葉の繁茂や剪定頻度等も考慮に入れ、交差点内の視距や横断歩道を横断している又は横断しようとする歩行者等の視認性、歩行者や車両の通行空間の確保に支障を生じないよう留意しなければならない。

４）植栽地において雑草の発生等が見込まれる場合は、地被植物等を植栽することが望ましい。

５）他の構造物の点検や維持修繕が困難となる場所は、植栽地としてはならない。また、樹木等の具体の構成や配置の決定にあたっては、樹木等の成長により他の構造物に影響が生じないよう留意しなければならない。

６）環境施設帯は、沿道環境が適切に保全されるように樹木等の具体の構成や配置を定めなければならない。また、幼木の植栽により樹林を造成する場合は、成長に応じた間伐等を考慮し、樹木等の具体の構成や配置を設計することが望ましい。

２－３　施工

１）樹木等の植栽は、植物や地域の特性に応じた時期や手法を踏まえて行うことが望ましい。また、植栽の活着状況に応じ適切な保護養生を行うことが望ましい。

２）既存の樹木等の存置又は移植にあたっては、保全対策を講じることが望ましい。

第３章　管理

３－１　道路巡回

１）樹木等の管理にあたっては、道路巡回や道路利用者等からの道路の異状等に関する情報の活用により、道路交通への支障や道路利用者等の危険の未然防止に努めなければならない。

２）通常巡回においては、落枝、枯損樹木、横断している、若しくは横断しようとする歩行者等又は道路標識の視認性への影響の有無等を確認することに努めなければならない。

３）定期巡回においては、落枝、枯枝、枯損樹木の有無等の確認のほか、キノコ等の発生、他の構造物への干渉等の枯損や倒伏に繋がる事象を確認することに努めなければならない。

４）台風や大雪、地震等の異常気象時や災害発生時においては、異常時巡回により、樹木の被災状況及び道路交通等への影響を確認しなければならない。また、異常気象による被害が予想される場合は、通常巡回や定期巡回により確認された異状又はその兆候を踏まえ、枯枝の除伐等の事前の保護対策を講じることが望ましい。

５）異状又はその兆候が確認された場合は、必要に応じて専門家による調査を行うなどの方法により、樹木の健全度について確認し、安全の確保の観点から対策の必要性及び緊急性を判断したうえで、必要な対策を適切に行わなければならない。

３－２　道路植栽及び植栽地の管理

１）道路植栽の健全な生育及び緑化機能の維持向上、道路巡回で確認された事象への対応、道路利用者等の安全への影響の未然防止を図るため、剪定、除草、病虫害防除、灌水等を適切な時期に行うことが望ましい。

２）日本風景街道等の美しい景観形成が必要な地域や、景観法に基づく景観重要公共施設においては、樹形や植栽地の美しさを維持できるよう、十分な剪定や除草等の頻度を確保し、適切な方法で措置を講じることが望ましい。

３）草花は定期的な植替えが前提となることから、季節に応じた計画的な植替えを行えるよう、沿道住民等との協働等、継続的な管理体制を構築することが望ましい。

３－３　樹木の更新

１）樹木については、道路利用者等の安全確保を考慮して、落枝、病虫害・空洞等の活力低下が確認され、倒伏等に繋がるおそれがある場合、大径木化による道路交通や他の構造物への影響等が確認あるいは想定される場合には、危険回避のための除伐や未然防止のための更新その他の措置の必要性や緊急性等を総合的に検討し、適切な措置を講じなければならない。

２）大径木化、高木化等により道路の区域内で健全な樹形や良好な景観が維持できなくなると予想される場合には、計画的かつ段階的な更新を行うことが望ましい。

３）更新にあたっては、従前の道路植栽にこだわらず、道路利用状況、沿道状況等の変化を考慮し、植栽計画や植栽設計を再検討することが望ましい。

（２）札幌市の法令や基準

１）札幌市道路構造の技術的基準及び道路標識の寸法に関する条例

（植樹帯）

第 15 条　第４種第１級及び第２級の道路には、植樹帯を設けるものとし、その他の道路には、必要に応じ、植樹帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

２　植樹帯の幅員は、1.5 メートルを標準とするものとする。

３　次に掲げる道路の区間に設ける植樹帯の幅員は、当該道路の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況並びに良好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環境の確保のため講じられる他の措置を総合的に勘案して特に必要があると認められる場合には、前項の規定にかかわらず、その事情に応じ、同項の規定により定められるべき値を超える適切な値とするものとする。

（1）　都心又は景勝地を通過する幹線道路の区間

（2）　相当数の住居が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する幹線道路の区間

４　植樹帯の植栽に当たっては、地域の特性等を考慮して、樹種の選定、樹木の配置等を適切に行うものとする。

資料編

札幌市街路樹基本方針

【発行】札幌市建設局みどりの推進部
〒060-0051 札幌市中央区南１条東１丁目
大通バスセンタービル１号館６階
TEL:011-211-2536
【札幌市公式ホームページ】
https://www.city.sapporo.jp/ryokuka/index.html

SAPPORO